

令和元年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

○令和元年12月2日（月曜日）

○議事日程

令和元年12月2日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍太郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇多村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐太郎 君
12 番	藤 村 こずえ 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君	総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君
総 務 課 長	永 松 勉 君	総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君	生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君
健 康 福 祉 部 長	熊 野 博 之 君	産 業 振 興 部 長	赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長	佐 甲 裕 史 君	入 札 検 査 室 長	竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者	吉 富 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長	河 内 政 昭 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前 10 時 開 議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、田中敏靖議員、22番、和田議員、御兩名にお願いいたします。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従いまして進行したいと思いますので、よろしくお願い致します。

これより質問に入ります。最初は、20番、今津議員。

〔20番 今津 誠一君 登壇〕

○20番（今津 誠一君） おはようございます。それでは、通告のとおり、新庁舎建設計画の問題点ということについてお尋ねをしたいと思います。

質問に際しまして、池田市長に一言申し上げたいことがあります。それは、これまでの約1年半の池田市政を見てきて、果たして防府市ファーストなのか、あるいは県ファーストなのか疑問に感じることがあります。この庁舎建設計画においても、県の意向を酌んで

いるのではないかと、少なくとも防府市ファーストとは思えない計画が散見されます。この点について、これからじっくり伺いたいと思います。

去る１０月２１日、新庁舎建設計画の概要について、約３０分程度の説明がされました。概要説明ゆえ、未決定の部分も多く、我々も当然全容を理解するには至らなかったわけですが、概要の説明を聞いて、私どもがこれまでの説明で漠然と描いていた庁舎像とはかなり隔たりがあり、違和感を覚えるものでした。

そこで、これまでの計画を通じて、どのような点に違和感を覚えたか、問題点があると感じたか、その点を指摘し、ただしてまいりたいと思います。

まず第一に、新庁舎建設計画の研究テーマとして、現庁舎敷地における行政ゾーンの形成と称し、県のさまざまな施設を現庁舎敷地に取り込もうとしておりますが、この考え方には無理があると考えます。そもそも、本来、行政ゾーンという概念は一定の区域内にそれぞれ独立した行政機関の施設を配置することによって形成されるものと理解します。よって、防府市の現庁舎敷地に他の行政機関の施設を幾つも集中させるという考え方は、余りにもとっぴで、いびつなものだと言っていると思います。これは、県の施設を庁舎敷地に建設するための単なる方便であり、建設ありきから生まれたお題目です。いかがでしょうか、お尋ねします。

計画では、県の総合庁舎の一部と保健所、そして警察を庁舎の敷地に建設することになっていますが、これはとんでもない計画です。勝手に庁舎敷地を行政ゾーンと位置づけ、県の施設をここに建設する計画は市民感情への配慮もなく、全く横暴なやり方であり、防府市の市長が考えるべき計画ではありません。

本来、市の庁舎は、来庁する市民のため、そして、その中で働く職員のため、安全で快適な環境を備えた建物を建設すれば事足りるはずです。なのに、他の行政機関の施設を複数入れて建設するという、まことに要らんことをするねじれた庁舎建設が行われようとしています。このことを強く指摘しておきたいと思います。

次に、計画の全体図についてお尋ねします。

今回の説明で新たに示された計画は、本庁舎以外に福祉棟と立体駐車場を建設するというものでした。これらについては後ほど詳しく尋ねますが、もう一つ、庁舎の北側にかなり広い空き地があります。絵ではグリーンで芝生の緑地というイメージで描かれています。面積は約６０メートル掛け８０メートル四方で５，０００平米です。説明会では言及されませんでした。後日尋ねたところ、将来警察署を入れるために用意したものだったということです。

そうすると、結局、庁舎敷地には、本庁舎に県の土木事務所と農林水産が入り、福祉棟

に保健所が入り、本庁舎の北側に警察署が入ることになり、また、県の職員のための駐車場が必要になることから、立体駐車場を建設するという事で、もはや、これは市の庁舎というより、県の支所かと思まがうほどです。まさに、県に乗っ取られた防府市庁舎と言っても過言ではない状況が現出します。

私は、このような計画には断じて反対します。なぜ、市の庁舎敷地に県の施設をこれほど入れなければならないのか。どう見ても県の意向を酌んだ計画と言わざるを得ません。市長はどこを見て政治を行っているのか。防府市ファーストの政治を行ってほしいと思います。この計画は修正すべきだと思います。いかがでしょうか。

次に、県の施設を市庁舎敷地に建築する問題点について具体的にお尋ねします。

当初、県との合築によって建設費が削減できるという甘言を弄して、合築することの有利性を強調されました。ところが、交渉の結果、応分負担ということで、合築のメリットは消滅しました。メリットが消滅した以上、合築する意味はなくなったと考えますが、いかがですか。

それから、念のためにお尋ねしますが、この建設費については、一時払いなのか年賦払いなのか、お尋ねしておきます。合築した場合、建物の耐用年数は約70年前後と見ますが、不確実性の高い今日、70年間居続ける保証はないと思います。いつ何どき出て行かなければならない事情が発生するかもしれません。そうすると、庁舎にぼっかり穴があくわけですが、そのような事態も想定しておかねばならないと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、防災拠点としての機能が担保されないということで、市長は強固な防災拠点庁舎の建設をうたっていますが、この計画では、その機能、役割が担保されません。例えば、災害時、ボランティアを受け入れたり、救援物資を受け入れたり、自衛隊、消防、警察等、他市から救援に駆けつける車両を受け入れなければなりません、かなり広いスペースが必要となります。しかし、平面駐車場が大幅に縮小されているため、十分な防災機能が果たされません。

かつて、庁舎の位置について、それぞれのメリット、デメリットが論じられました。その際、駅北のデメリットは土地が狭いということでした。一方、現庁舎のメリットは、土地が広く十分な駐車場が確保でき、防災の拠点として数段すぐれているとされました。

しかし、福祉棟や立体駐車場や警察を敷地内に建設することで平面駐車場は約600台から300台弱に縮小し、そのようなメリットが失われ、防災に対する多くの市民の声や期待を裏切ることになりますが、いかがでしょうか。

次に、将来の建て替え時の用地が確保されていないということです。今の計画だと、県

の施設に敷地を奪われ、建て替え時の用地が確保できません。70年後、建て替え時に仮庁舎の建設が必要となることがありますが、それは県に負担してもらえるのでしょうか、お尋ねします。

次に、警察署の移転も想定しております。庁舎の北側に5,000平米の空き地を確保するということで、庁舎の敷地を大幅に縮小させることになります。

次に、防府市の独自性、主体性が毀損されるということでもあります。県との共生によりまして、防府市のアイデンティティーが失われ、防府市という自治体の独自性、主体性が毀損します。それぞれ執行権を持った行政機関が共生すると、意思決定機能が錯綜する。県は市を下部組織と見る習性があり、県に支配されるおそれが多分にあるということが考えられますが、いかがでしょうか。

次に、議会は本庁舎に入れ、議会棟の活用を図るべきという提案でございます。これについて、これまで真剣に検討をしたことはあるのか、お尋ねをいたします。

新庁舎建設の目的は、耐震性のある庁舎にすることと同時に、継ぎ足し庁舎を終えんさせる意味もあったはずです。よって、この際、議会は新庁舎に入れ、議会棟の活用を考えるべきという意見は至極正当な意見だと思います。いかがでしょうか。

5点目として、立体駐車場、福祉棟の建設ですが、立体駐車場は、まず奇異に感じたことが、なぜ広い敷地があるにもかかわらず、建設費のかさむ立体駐車場を建設するかということです。

これは、先ほども申しました。紛れもなく県の職員の駐車場を確保するために生じたものにほかなりません。県の施設が入ることによって、県の職員の駐車場が必要になり、立体駐車場の建設が必要になったということです。

そこで、一応確認しておきたいと思いますが、この建設費は幾らなのか。県が負担すべきと思うが、いかがか。そして、市の庁舎でありながら、県の職員の駐車場を優先的に確保するため、市の職員の駐車場が不足することになる。どれくらい不足すると見ているのか。それから、福祉棟の建設費は幾らか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 20番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 今津議員からの新庁舎建築計画案の問題点についての御質問にお答えいたします。

新庁舎建設事業につきましては、議会の御協力を得ながら進められておりますことに感謝を申し上げたいと思います。このたびは、改めて御質問がございましたので、御説明さ

せていただきたいと思います。

私は、これまで一貫して、市庁舎の建て替えは本市における全ての施策とまちづくりの基本であり、まちづくりを前進させるためには、まず、市庁舎の位置を定めることが先決であると申し上げてまいりました。

庁舎問題につきましては、建設地の問題をはじめとして、市民の皆様にさまざまな御意見がありますことは承知しておりますが、全ての御意見に対応することは、内容によっては相反する意見もありますことから、困難でございます。私は何よりも市民と職員の命を守ることを第一に考え、一日も早く建設しなくてはならない、また、災害に強い庁舎にとの思いで取り組んでまいりました。

市長に就任いたしましたしからの庁舎建設の検討経過について申し上げますと、昨年8月の庁舎建設調査特別委員会において、より早く、より安く建て替えられる現庁舎敷地を建設地とする方針を表明させていただきました。

そこで、今後の取り組み方針といたしまして、3項目ほどお示しいたしました。

1点目は、行政ゾーンの形成として、他の行政機関との合築等による土地利用の高度化、2点目は、耐震性のある議会棟の継続使用等による初期事業費の縮減、3点目は、仮庁舎建設費の低減でございます。

その後の9月定例市議会におきまして、比較検討資料の作成業務を変更いたしまして、現庁舎敷地での建築計画案を作成するための補正予算を全会一致で可決していただいたところでございます。

可決後の10月には、議会と一体となりまして、山口県防府総合庁舎機能の市庁舎敷地への移転、建て替え期間中の総合庁舎の空きフロアの賃借及び将来的な防府警察署の市庁舎敷地への移転の検討の3点を県に要望したところでございます。

ことし2月の特別委員会では、設計の条件について御説明いたしますとともに、国の市町村役場機能緊急保全事業の期間延長に伴う、市の実質負担の軽減等を踏まえた文化福祉会館機能の庁舎への複合化について御提案をさせていただきました。

ことし5月の特別委員会におきましては、県から、現在の総合庁舎機能のままの移転、建て替え期間中の総合庁舎の空きフロアの賃借等についての前向きな回答を踏まえまして、県の総合庁舎機能の市庁舎への移転、議会棟の継続使用と、将来的には庁舎内に転用できること、文化福祉会館機能の複合化の3点を設計条件として設定し、設計に着手する旨を御説明したところでございます。

現在は、市民ワークショップ等でさまざまな角度からの御意見や御要望を伺いながら基本設計を行っており、来年度には実施設計に着手する予定となっております。

新庁舎建設計画の問題点ということで、数々の御質問をいただきました。私からは、大きな方針に関する内容につきまして、まとめて御答弁させていただきます。

市庁舎の建て替えは数十年に一度の大事業であり、まちづくりの大きな機会として生かしていく必要がございます。この行政ゾーンは商業地域の南西隅に位置する区域を高度化するために独自に考案したゾーニングであり、土地利用の高度化や防災拠点機能の強化、住民サービスの向上を図るため、土木建築事務所、健康福祉センター等、総合庁舎機能の市庁舎敷地への移転について、市から県に提案し、賛同をいただいたものでございます。

次に、議会棟についてでございますが、現議会棟につきましては、耐震性があることから、先ほど御説明いたしましたとおり、ことし5月の特別委員会において、継続使用と将来的に庁舎内に転用できることを設計条件とさせていただいたところでございます。

立体駐車場につきましては、庁舎棟と接続することにより、来庁者のアクセス性を向上させるため整備するものでございます。また、市と県の公用車置場として業務の効率性を高めるとともに、防災の備蓄物資や業務に必要な物品等の倉庫を一体化させ、限られた敷地の有効活用を検討しております。

福祉棟につきましては、総合庁舎の県健康福祉センターと文化福祉会館の社会福祉協議会等が入る計画であり、庁舎棟の福祉関係窓口との連携や、災害発生時のボランティアセンター設置等について検討いたしております。

以上、御答弁申し上げます。

なお、今津議員の御質問のうち、その他の項目につきましては、担当の理事より御答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） それでは、残余の項目について、私のほうからお答えを申し上げます。

まず、総合庁舎機能のあり方ですね、県がどういうふうと考えておるのかということでございますけれども、このたびの総合庁舎機能につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、そのまま移転というようなテーマでございます。そのような御回答をいただいております、土地の将来的な売却だとか引き揚げなどの方向性、将来的には引き揚げるんだと、そういったことについては何も伺っていないといったところでございます。我々住民の立場から一般論として言えば、将来にわたり、お互いに連携・協力した形でいただきたいというところであります。

それから、計画の修正でございます。現庁舎敷地での建て替えだからこそ盛り込める計

画というふうに我々は考えております。昨年８月に御提案をしまして、先ほど本答弁でも申しましたような流れで今まで来ております。

８月、１０……というような段階を踏んで、少しずつ改め改め提案をいたしまして、その都度都度、感触を受けとめながら、全体的には受け入れていただいたというような判断をして進めてきているというところでございます。

２月にも設計条件ということで御説明申し上げましたけども、同時に、新年度予算、設計費に関する予算も上程いたしておりまして、我々としては予算も認められ、事前の了解は得られたというような考え方において進めておるといったことでございまして、これらの設計条件につきましては、特に計画上の重要な要素となっております。設計段階に移行した現時点におきまして、さかのぼって計画を改めるということはできないことというふうに考えておる次第であります。御批判の点につきましては、留意点というふうに受けとめて、できる限り設計に反映していく所存であります。

それから、応分負担になってしまってメリットがなくなったという御指摘でございます。我々としたしましては、ちょっと県からもうけるという、県の立場もございまして、地方財政法にのっとって適切に処理するしか方法がないというふうに考えてございまして、なかなかもうけ事にはできないだろうといったところでありまして。床代につきましては、今から設計を進めながら詰めていくというふうなお約束をしておりまして、賃貸というような格好になるのか、一時払いをするのか、これを含めて今から話をしていくということでございます。

まず、建設時に一時払いでいただきましたら、その分の初期の財源手当が不要になるということなので、どちらにメリットがあるのか双方で考えたいというふうに考えております。

それから、用地が不足して防災機能が果たされないんじゃないかといったところでございますけれども、平常時と発災時で業務対応が大きく変わります。発災時におきましては、災害応急対策をはじめといたします非常時優先業務が優先されますので、車両の入り方も全てさま変わりするだろうという中で、発災時においても、防災機能が十分に機能するよう、運用面も含めて設計の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、将来建て替えのときの用地がないんじゃないかという御指摘でございますけれども、そのときには、今、我々がいます議会棟は更地化されているだろうということと、平面の駐車場もあるということで、そこを計画敷地とすることが可能であるという考え方です。

それから、議会棟を社協に転用したら社協分が浮くというか、その議会棟の活用につい

て真剣に検討したのかというところでございますが、議会棟の継続使用、それから、将来的には庁舎の中に議会スペースを転用する空間を設ける計画にしようということと、文化福祉会館機能の複合化ということにつきましては、議会の了解を得て進めてきておるという認識で、我々はおります。社協と市の連携が強化されれば、ボランティアセンターの開設等で中核になりますので、平時でだけでなく、福祉も充実してくるというメリットを感じております。

それから、防府市の独自性、主体性が毀損されるんじゃないかという懸念でございますけれども、それぞれの機関が自立して、それぞれの機能を果たす。あくまでも住民サービス向上の観点から、連携・協力を強化するものであるということでありまして、その御懸念は当たらないというふうに我々は考えております。

それから、議会棟はもうこのたび、細切れ庁舎というようなことをおっしゃいましたけれども、議会棟は別に活用すべきであるといったことでございますけれども、先ほども申しましたように、庁舎内にいずれ転用するよう設計するという方針でございます。そもそもでございますけれども、新庁舎の建て替えというのは、耐震性の不足という問題から生じてきております。国の事業、制度的にも耐震性のある議会棟については、起債対象外というふうな取り扱いになっております。

また、議会棟の用途を変更するということも検討いたしております。土砂災のレッドゾーンがちょっと当たっているというようなこともありまして、その法令等に適合するための追加的な整備が必要というような検討を行った上での判断でございます。

それから、立体駐車場は不要ということで、立体駐車場については、駅北で整備するようなアイデアを言ったときもかなり御批判ありまして、よろしくないじゃないかと、危ないんじゃないかというようなお考え、いろいろあります。立体駐車場については、さまざまお考えがあるということは承知しておりますけれども、ここで整備することによって、来庁者の利便性の向上でありますとか、職員の事務効率性の向上といったことが図れるということで、先ほど倉庫というような使い方もするというので、車の置き場だけではなくて、役所はいろんな物品を持っておりますので、災害のときの物資だとかいったことの備蓄用のスペースというふうに考えてございまして、庁舎へのアクセスのよい場所においてつくろうといったことで今検討しているところでございます。

それから、立体駐車場の建設費と負担、料金徴収とかいうのはどうなるのかというようなことがございました。今後の設計によります。なるべく安いというか、既製品のものを入れようというようなことで、今考えてはおります。

負担につきましては、県と市で分担するものと、当然そうだというふうに考えておりま

す。

料金収入につきましては、これ、入出庫の管理方法、例えば、そういったことの運用面を含めて、今後詰めていくことといたしております。

それと、県の保健所の建設費だとか、職員数だとかということなんですけれども、現在のことで言いますと、職員は１５人と、臨時職員等４人の計１９人ぐらいいらっしゃるというふうに聞いております。

建設費につきましては、これから精査ということでございます。まだ、パーツを描いたまででございます。

たくさん項目がありましたけど、とりあえず、以上で、私のほうからお答えを申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○２０番（今津 誠一君） ただいま、私の質問に対する回答で、まず市長のほうから、これまでの経緯と方針について述べられたと思います。その中で、ちょっと私、正確に聞き取れなかったんですけども、昨年１０月に、議会と一体となって、この市の庁舎敷地への移転と、それから警察署の移転の検討、これを県に要望したというふうに、たしか言われたように思いますが、間違いはないですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 再質問にお答えいたします。

防府市の新庁舎建設に伴う建設の移転要望ということで、昨年１０月１２日に知事に対しまして、私と当時の議長と一緒に参っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○２０番（今津 誠一君） 昨年の９月議会で建築計画案を作成するための補正予算を可決した後の１０月に、議会と一体となって総合庁舎機能の庁舎敷地への移転と警察署の庁舎敷地への移転の検討を県に要望したということですが、少なくとも、これ、私は執行部と一緒に参って県に要望した覚えは全くないわけですが、これは一体どういうことですか。単なる議長と一緒に参ったということが、議会と一体となって要望したということになるんですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議会のことでございますので、議会のことについては答弁することはできませんけれども、議長と一緒に参って、そのことについて、昨年の１２月市議会において、行政報告のほうで報告させていただいております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） それは、単に議長が行ったからといって、この議会全員の総意が背景にあるわけじゃないんですから、これは議会と一体となって要望したという言い方は非常にまずいんじゃないですか。これは、あれですか、市内のあちこちでこういったことを吹聴しておられるんですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 一般的に、議長が行かれるということは、議長名で連名でございますので、そのほうは市議会のほうを尊重させていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） いろいろな議員の考えがあるわけで、全くこれは一致しておるわけじゃありませんので、この事実と異なる、この発言は訂正してもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議会のことはわかりませんが、私としては議会と一体となって行ったというふうに認識しておりますので、それは変更するつもりはございません。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） それじゃ、今後は、市民に話されるときは、議員の賛成を得たものではありませんということをぜひつけ加えて説明してください。

それでは、最初に質問した庁舎建設の問題点について、改めてお尋ねします。

まず、現庁舎敷地における行政ゾーンの形成という発想について、通常の行政ゾーンという概念とはかけ離れている。これは、県の施設を現庁舎敷地に建設するための方便であり、建設ありきから生まれたお題目ではないかと問いました。私はそれしかないと思いますが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 先ほどもちょっと私が答弁したのと重複いたしますけれども、再度ちょっと御説明を申し上げます。

市庁舎の建て替えというのは、もう何十年に一度の大事業ということで、これはチャンスということで、まちづくりに生かしていこうということでのゾーニングでございます。

今津議員が思い描かれている行政ゾーンというのは、そういうものはあるだろうと思いますが、特段に定義化されたものはないと思います。我々が独自に描いたゾーニングでございます。

かつて、都市計画法のスキームに基づいて、このあたり一体に官公庁を集約させようと

いうことで、昭和60年ごろですけれども、進めたことがございました。

ただ、県庁所在地でない地方都市になりますと、いわゆる官庁街を形成するほどの出先機関もないということがございまして、なかなかそれほどの集積は見られなかったということで、今のソラールがあるところとか、国の合同庁舎があるところとかを高度化しようという考え方だったですけど、なかなかそこまではいかなかったという経緯がございます。

そういったことも踏まえて、今の現庁舎敷地と国の合同庁舎、それからソラール、それから文化財郷土資料館を含む一体をゾーニングで行政ゾーンということで、ここの高度化を図っていかうという計画でございまして、ここの容積を高める狙いでございます。土地も、市とか国が持っている土地でございまして、計画の実現可能性も高いのではないかと。そういった思いでゾーニングいたしましたものでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 防府市は、かつて一団地官公庁建設計画というのをつくりまして、これは、元副市長の嘉村氏が企画におられたときにつくられたんですけども、市長はこの計画御存じでしたか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 詳細は承知しておりません。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） そういったような計画はあるし、そういったような思想がずっとこの防府市にはあるわけです。今回、それが簡単に葬り去られたというようなことになっておるわけですけども。

今回、この庁舎敷地を勝手に行政ゾーンと称して、この計画を立てておるわけですけども、本来あり得ない発想からスタートしておるということを一言申しておきたいと思えます。

それから、計画の全体図、概要についてお尋ねいたします。

新たな計画では、延べ床面積1万8,000平米で大体9階建ての庁舎を建設するというので、その中のワンフロアに県の土木事務所と農林水産が入ると。庁舎の西側に庁舎と併設する形で2階建ての福祉棟を建設する。1階に県の保健所、2階に市の福祉センターが入ると。そして、庁舎のさらに西側部分に立体駐車場を建設し、ここには、市と県の公用車を収容し、一部倉庫に使用すると。そして、庁舎の北側には広い空き地が5,000平米ありますが、これを確保し、将来ここに警察を入れる予定だということです。どうも、この計画図を一目見て、これはもはや防府市役所というよりも県の支所かというふうに見まがうほどでした。

さて、今回、これまでの計画と大きく変わったのが、新たに立体駐車場と福祉棟を建設すること、並びに庁舎の建築工法を鉄骨造に変えたことです。

建築工法の変更によって、これまで示されていた建設費の９５億円が大幅に縮減されることになるのではないかというふうに思います。私の試算だと、大体３０億円ぐらい違いが出てくるのかなというふうに思っておりますけども。

したがって、この縮減した３０億円をさまざまなものの建設に充てようという魂胆ではなかろうかと思います。先ほど立体駐車場とか福祉棟の建設費もここに充てていくんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 鉄骨造にすることによりまして３０億円安くなるというお話でございますけど、そうなれば非常にありがたいというふうに思っております。

この設計書の意図なんですけれども、まず基礎免震というのを設けております、免震構造をとるということで。周南市もそうですし、山口市も宇部市も皆、最近は免震構造を採用するということになっております。そういう流れがかなり大きいです。

免震構造にすることによって、上物がやっぱり少し安くできるというメリットがあって、免震構造、単純にその部分高くなるんですけれども、上物が安くなるから、その辺がプラマイゼロみたいな格好になるのではということですのでそういう計画はされておることが多いです。ですから、免震プラス上物が鉄骨造というのは、大変今、はやりと言っちゃなんですけど、そういったような格好になってございます。

ですので、プラマイゼロというところが基本でございまして、鉄骨にした分がマイナス３０億円というふうになればいいんですけど、そうはなっていないというようなことでございまして、そこが安くなるんで、やれ立体駐車場だというような計画ではないということでございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○２０番（今津 誠一君） 大体９５億円というのは、恐らく鉄筋コンクリート仕様で計算したんだろうと思う。そうすると、平米当たり大体５２万円から５３万円ぐらいというのが、これはよその庁舎見てもそういう数字が出ています。これを１万８，０００平米掛けたものと。それから、鉄骨造は平米約３６万円程度です。これを掛けると大体６５億円ぐらい。最初の工法だと９５億円ぐらいということで、大体３０億円ぐらい、単純にですよ、計算してそういうことになるということです。そうはいかんだろうと、なったらありがたいということでしたけども、それじゃ、幾ら縮減されると計算しているのか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 現在検討中でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） そんなことをまだ検討中だって、おかしいじゃないですか。ちゃんとこれぐらい削減できる予定ですということをきちっと答弁しなさいよ。できるはずでしょう。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） そこが、申しわけないですけど、検討中でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） それでは、立体駐車場、福祉棟、それぞれの建設費、これ、さきの説明会ではお話されませんでした、これは幾らの予定ですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） これもまた検討中でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） ちょっと申し上げたいと思いますけども、この計画は、私は1つの案として、いわばたたき台として示されたもので、コンクリートではないというふうに認識しておりますし、ほかの議員もそういうふうに認識していると思います。

よって、執行部も議会もこれからいろいろ、よりよい計画に詰めていこうと、こういう共通の認識でなくてはならないと思うわけですが、どうも、先ほどからの説明を聞いてみると、もうコンクリートで意見を取り入れる余地はないというような回答が多いんですけど、これでは困ると思いますが、市長、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 現在、市民ワークショップ等をやっております。市民の皆様の御意見をしっかりと酌み取りながら基本設計ができるものと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） だから、市民の声もこれから聞くということなんですから、議会の声もしっかり聞いて、もう少し柔軟な姿勢でお互いに協議をしなきゃ、もう、これで大体できていますから、もう、その提案を受けても、その変更する余地はありませんと、これじゃ、もう全くおかしいと思いますよ。

それで、応分負担の件は、もう先ほど言われましたので。それで、合築した場合の問題点として、非常に現代は不確実な時代で、少子化等いろんな複雑な問題がありまして、県の行政、市の行政もこれからどういうふうになるのか非常に不透明な部分もあります。

そういう中であって、今後、県の施設が入るということは、70年ここに居続けるとい

うことが前提になるわけですが、本当にそういった約束ができるんでしょうか。状況の変化によっては、当然、県も出て行くということもあり得ると思うんです。そうするとぽっかり穴があいて、さて、これをどうするかというような問題も生じてくるわけですが、そういったことは想定しておられるんでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） そういった事態はないだろうと。我々は県との信頼関係をちゃんと築いていきたいと思っていますし、それを契約で担保するという方法もあるかと思います。一時払いになるか賃借になるかわかりませんが、やはり、これは契約というものをまず前提に考えていくようになるだろうというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 非常に硬直した考えですね、あなたは。今、防府市は池田市長、県は村岡さんですか、そういう行政体制なんですけども、これ、もう何年かしたら、当然かわるわけですよ。そうすると、また、県の意思とか市の意思とかいろいろ変わってくるわけですよ。それが70年も保証されるか、そんなことは絶対ありませんよ。ちょっとおかしいんじゃないんですか。

それと、建設費、一時払いなのか年賦なのか、まだ検討中だということですが、ここ早く決めなきゃいけないんじゃないですか、そういうことは。私は入らんほうがええと思うから、そんなことはどうでもええんじゃないけども。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） じっくり検討して、お互いメリットがあるようなところで着地しようということで県とはやっていますので、余り答えを焦らずにということで、まずは設計しながら、このフロアのどの部分が県なんか市なんかとか、応分負担の割合とかいったことを今からじっくり話をし、お互いにメリットがある方法をとりたいというふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） 仮にですよ、年賦だとしたら、市が、これ全部建設費用を先に立てかえなきゃならないわけですよ。そうすると、市の行政負担というものがそこに出てくる。市長が言われる行政が、今、非常に、逼迫してくるというような問題も出てくるわけでしょう。だから、本当に、市としてはそんな好ましい形じゃないと思う。

それから、年賦だったら、これ、県出て行きやすいですよ。念のために私が忠告しておきますけどね。もう、はい、ちょっとさよならと言って、出て行く可能性、出て行きやすいということです。その辺は、早く私らに説明をしてもらいたいと思いますね。

それから、防災拠点としての機能が担保されないということを私は非常に不安に思っ
て、それから、一般の市民の方からもそういう声を聞いておるわけですが、先ほどの答
弁では全然問題ないということでしたけども、本当にそうなのか、私にはまだ理解がいか
ない。これについては、もう少し、お互いに意見交換もしながら、本当に、あなたが言う
ように問題がないのかどうなのか。私は問題があると思いますよ。警察が入って、福祉棟が
できて、駐車場ができて、それでも平面の敷地が非常に狭まってきているじゃないです
か、そういうことです。

それから、建て替えの用地も、この議会棟の部分があくから用地は十分あると、こうい
うことをさっき言われましたけど、本当にそうなんですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 全くあきがあれば問題がありますけども、この議会棟
を更地にして、それから平面駐車場と、段差がございますけれども、人工地盤を設けると
か技術は幾らでもありますので、私は大丈夫というふうに考えております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） それから、警察が入ると5,000平米の敷地が失われるわ
けですけども、これも本当にやり過ぎだなというふうに私は思います。

それから、独自性の毀損と申しました。やっぱり、いろんな行政機関がここに共生をす
ると、どうしてもこの市の行政の主体性、独自性、これが維持できなくなる可能性が高い
と。特に県なんかは、やはり市を下部組織というふうに見下しておりますからね。なか
なか市の意見が通りにくいと、県に支配されると、こういったことも十分考えられるんで、
これも問題だと思っております。

それから、議会ですが、これは、なるべく建設費を安くしようということで、議会棟は
このまま20年使うべきだと、こういう意見が議会の中から一部ありまして、それを尊重
して、議会棟は20年使うということですけども、これについても、やはり先ほど、私言
いましたように、この防府市の問題として、やっぱり庁舎というものが継ぎ足し、継ぎ足
しできて、いつかこれを整理していかなきゃなんということがあったわけで、この際、
整理するのにちょうどいいタイミングなんですね。

じゃ、あと20年使えると。そしたら、この20年間、何かほかの形で活用できないか
ということを検討をしてみる価値が十分あるわけで、そういうことをほとんどしていない
わけですよ。

例えば、先ほどの文化福祉センターでも、ここに入れば、文化福祉センターはあそこ
に建設する必要がなくなるわけで、当面ですよ。そういうふうに思いますんで、そういう

ことも考えていかなきゃならんというふうに思います。

それから、大会議室ですね、これ、余り利用価値がないものがここにあって、いずれ、ここに議会を入れるという大体の想定のようにすけども、それなら、もう先に入れてしまっていていいんじゃないかという議論が当然あるわけで。

まず、この大会議室の利用頻度、どのぐらいのものなのか。オールウエイズかオフンかサムタイムズかレアリーか、その辺どうなんですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） このたび文化福社会館機能を会議室を中心に庁舎のほうに持ってくるという案でございます。庁舎に会議室必要でございますので。市民と行政で共用すれば稼働率が上がるだろうということで、大変期待をしております。

周南市もごらんになられたかと思いますが、市民と共用スペースというのがありまして、非常にはやっております。そういったものを期待しております。

文化福社会館の今3階にございます大会議室というのがあるんですけども、一番広い会議室なんですけど、そこの稼働率が午前、午後、夜間の3区分で40%いっています。もう、それがそっくり来るような格好になるかなと思っています。3区分で40%ということは、40%掛ける3ですから、1日で換算すると120%ということで、毎日動いているという状況になるわけございまして、行政もたくさんあそこを使うんですけども、非常に使用頻度は高かろうというふうに見ております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） そこで、どうも私はわからないのよね。20年後に議会がそこに入るといったら、そしたら、そのとき、今言われた必要な大会議室の役割が果たせなくなるわけで、それがもう消えるわけですよ。非常に、ちょっと矛盾したことじゃないですか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） これから70年とかって、今、尺が出てきましたけれども、不透明な時代だろうと思ってもおります。しかしながら、人口減少だとか、ある程度しぼんでいくというようなことを想定する。ある程度また、働き方改革だとかAI化とかということで、スリム化するというようなこともいろいろ考えながら進めていく必要があるというふうなのが、大前提で考えているところでございます。運用面は、会議室等をどういうふうに回すかというのは、また、知恵を働かせる時代が来るんだろうというふうに思っております。

現在において、余りファットなものはできませんし、かつ使い勝手の悪いものもつくれ

ないということで、現在にアジャストしたような形でつくるしかないので、将来しぼむかというようなところもある程度見越しながら計画となるだろうというふうに思っております。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） よくわかりません。それで、立体駐車場、福祉棟の建設費はまだわからないということでしたけども、じゃ、市がどれだけ負担するのか、県がどれだけ負担するのかということも当然出ないということになるのかもしれませんが、しかし、一応のその負担割合といったようなものは、当然決めてあるわけでしょう。

特に立体駐車場は、先ほども申しましたように、何であれが必要になったかという、県の職員が今の計画だと80人から90人来るわけですよ。そのための駐車場の確保が必要になると。だから、立体駐車場をつくるということになったわけです。中に入れるのは、市の公用車、県の公用車ということには形としてはなっているけども、実際は、県の職員がここに駐車するから、あれが必要になったんだと、こういう理解なんです。

そういうことを考えたときに、県の負担割合というのも相当高くなるというふうに思うけども、その辺についてはどういう考えか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 今、2点ほどあったかと思うんですけども、立体駐車場のまず案分割合ということで、基本的には公用車置場と来庁者用駐車場ということなので、台数案分というような、そういうところが通常の負担割合の求め方かなといったふうに考えております。

それから、市と県と両方の職員の駐車場という話が出ましたけれども、これはちょっとテーブルが違う話だと思っていまして、今も350台ぐらい市の職員が置いておりますけれども、これは、今の3万平米の中で活用していない部分の利用ということで、特に、駐車場を確保しているということじゃないのですね。県の方が一緒に入居するときも、そういった未利用部分を県と市でシェアするというような格好で考えておりますので、県が来られるから立体駐車場をつくらんにやいけんというようなことではないという考え方でございます。

○議長（河杉 憲二君） 今津議員。

○20番（今津 誠一君） あなたの考え方はそうかもしれんけど、実際にはそういうことになっておるということですよ。

それと、大体終わりに近づいてきましたけども、ある市民の方から言われまして、防府市と大体人口規模が等しい愛知県の半田市は大体64億円で庁舎を建設されまして。防

府市も人口変わらんのだから、それぐらいのところでできるんじゃないかというふうに言われました。これは、やっぱり謹聴する意見だと、私は思いました。

要するに、要らんことをしなければ、これぐらいの金額でちゃんとした庁舎が建設できるということになると私は思いますので、その辺のことも強く重視をしていくべきだというふうに思っております。

それでは、最後になりますが、新庁舎建設に対する私のこの素朴な疑問点をただしました。この計画がそのまま実現したら大変だという危機感を抱いております。今後は、多くの良識ある市民に訴え、この計画をぶっ潰したいと考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、20番、今津議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

○3番（山田 耕治君） 会派「絆」の山田耕治でございます。今回の一般質問は、災害に強いまちづくりについて、2つ目は、交通マナーの向上について、大きく2つの質問をさせていただきます。

初めに、災害に強いまちづくりについてですが、ことしは大きな台風15号、19号、また、直後の大雨の影響で本当に尊い命を奪われ、また、重軽傷も含めてたくさんの方が被害に遭われました。人的被害、建物被害等々甚大な被害の報に接し、被災された皆様方に対し心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々の御冥福と1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

少し振り返らせていただきますが、9月の台風15号では、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となりました。特に、千葉県の被害状況をテレビでも報道していたように思いますが、今回、自然災害の恐ろしさを思い知らされたのは停電でした。停電の主な原因は、暴風雨、飛来物による配電設備の故障ということでした。足元の悪い中で、電線に引っかかった大木を一生懸命に撤去作業されている作業員さんがテレビに映し出されており、この方たちの中にも自分の家が被害に遭っている方がいるのだろうと、本当に頭の下がる思いでニュースを見ていました。

後に、電力会社の方へ聞きますと、山口県も含め多くの電力業界の仲間が応援に行かれたとのことでした。改めて感謝申し上げたいと思います。

防府市も以前、台風の影響で停電し、大変な思いをされた方も多いと思います。停電というと、冷蔵庫の備蓄品等々も心配されます。また、最近の夏の時期は猛暑が続きます。

暑い中での冷房機器も使用できない等々、考えただけでも悲惨なイメージが頭をよぎります。

また、停電の影響で本当に大変だったのが水、断水でした。少なからず何らかの影響があった世帯、戸数でどれくらいか。台風15号で、県、市町村、事業者を調べてみますと13万9,744戸です。本当にたくさんの方がつらい思いをされていたことは皆さんも御存じのとおりです。

また、台風17号でも、九州地方では50年に一度の大雨で大規模な停電でしたが、そのときには、山口県でも9,800戸に停電の影響が出たと報道されていました。

そして、人的被害、建物被害が最も大きかったのが台風19号で、大雨で堤防が決壊し、多くの犠牲者が出ました。10月22日の報道では、福島県の阿武隈川など7件の71河川で135カ所の堤防が決壊したとのことで、浄水場も水没し、福島県いわき市を中心に10都県の4万3,439戸で断水が続き、10月21日の時点で、11都県の避難所139カ所、3,961人もの方が身を寄せているとのことでした。

政府は、人的面で支援を行うための法制度や財政的な支援の激甚指定、被災者の権利や利益を守る特定非常災害にも素早い対応で指定されていましたが、自然災害に対しての備えや発生してからの対応策が減災対応に大きく影響することは言うまでもありません。

防災拠点として考慮しながら建設されるという防府市の新庁舎は、今後このような教訓もしっかりと生かした庁舎にしていきたいと思っています。

そこで質問です。

1つ目に、本市や他市で起きた自然災害に対し、減災に向けた対応強化が必要と考えますが、公共施設等での災害によるリスク評価と環境整備の状況は。

2つ目に、平成29年7月の九州北部豪雨災害のときのことを、その9月の一般質問で質問させていただきました。当時も福岡県から大分県にかけて観測史上最も多い記録的な雨量を観測したとのことで、整備局管内で初めて大雨特別警報を発令しましたが、そのとき河川の氾濫の多くは川の本流ではなく支流でした。

幾ら市が管理する準用河川を浚渫しても、本流があふれていれば、準用河川から本流には流れないわけです。市民の皆さんからすれば、一級河川、二級河川であれ防府市にある川です。確かに予算や人力不足もあるでしょうが、高齢化する自治会の負担の大きな課題にもなっています。市として、市の河川整備、県の河川整備も含め、定期的な管理をすべきということを再度言わせていただきますが、国や県が管理する川の浚渫状況を教えてください。

3つ目に、新庁舎での防災拠点としての整備をどう考えているのか。

アとして、熊本・大分の自然災害での教訓を生かした施策はということで、防災拠点としても重要視しているのであれば、避難スペースでの平面駐車場をしっかりと確保する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

イとして、高い耐震安全性の確保やライフライン対策、免震構造の採用、屋上階に自家発電装置設備の設置等、災害対策もさまざまですが、今時点で考えられていることを教えてください。

ウとして、災害が発生したときに大切なのが人の力です。防府市も災害のときに、他市からたくさんの方に駆けつけていただき助けていただきました。このボランティアの方を忘れてはいけないと思いますし、当時の経験をしっかりと生かしていかなければいけないと思っています。そのことも踏まえ、複合施設案の中で、社会福祉協議会の隣接は要望させていただきましたが、隣接するようになりそうですので安心してはいますが、隣接するだけでは意味がありません。ボランティアと社協、社協と市、それぞれの役割を含めた動線は今のうちから考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。前向きな御所見をよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山田議員の災害に強いまちづくりについての3点の御質問にお答えいたします。

令和という新しい時代を迎え、健やかで平和な時代となることを心から願う中、全国各地において、本市が経験した平成21年7月豪雨災害を大きく上回る災害が発生し、多くの尊い命が奪われました。改めて市民の命を守る、財産を守るため防災対策の重要性を認識したところでございます。既に、今回の被災自治体の災害対応などを防府市に置きかえて課題の整理をするよう指示をしているところでございます。

それでは、まず1点目の自然災害に対する公共施設等での災害によるリスク評価と環境整備の状況についてでございます。

議員御案内のとおり、ことし9月に千葉県を襲った台風15号は、広範囲にわたって家屋被害とともに長期にわたる停電、断水をもたらしました。電気と水は生活に不可欠なライフラインであり、特に避難所が停電し断水した場合は、避難者の肉体的、精神的なダメージは極めて大きく、改めて避難所の停電対策の重要性を認識したところでございます。

本市の避難所となっております公共施設の停電対策は、民間業者との防災協力協定で対応することとしております。災害発生直後の応急対応としては、現在、右田中学校へ太陽光発電機と蓄電池を設置するとともに、向島公民館と野島小・中学校へは自家発電機を配

備しております。また、市庁舎の防災倉庫には、自家発電機2台を備蓄しております。

もちろん、これで十分な応急対応とは考えておりません。今後、避難所へ順次、自家発電機を配備できるよう努めてまいりたいと考えております。また、避難所となっております公共施設が断水した場合には、備蓄している飲料水等の活用とあわせて、上下水道局の給水車で対応することとなっております。

なお、断水が広域化・長期化する場合は、日本水道協会による他自治体からの応援給水をお願いするとともに、他自治体や民間事業者との災害時相互協定による支援物資等で対応をすることとなっております。

次に、2点目の国や県が管理する河川の浚渫状況についてでございます。

昨年の西日本豪雨災害やことしの台風19号の浸水被害の状況、バックウォーター等を目の当たりにし、浸水被害等の軽減のためには、河川管理者であります国、県、市の3者が連携して河川浚渫をすることが必要であると改めて認識したところでございます。

そのため、国、県が管理する河川につきましては、昨年7月の西日本豪雨災害以降、さまざまな機会を通じて国や県に浚渫の実施を強く要望してきたところでございます。

こうした結果かどうかわかりませんが、国が管理いたします佐波川につきましては、今年度から、玉祖地区から小野地区の間の立木伐採及び浚渫を実施されているところであり、来年度につきましても、引き続き実施される予定と伺っております。

また、県管理河川につきましても、今年度、議員と一緒に堆積の状況を見させていただきました大道地区の河内川ほか8河川について立木伐採及び浚渫に取り組まれており、来年度以降につきましても、現地の状況を勘案しながら計画的に進めていくと伺っております。

なお、市につきましては、今年度から2カ年で、市管理の35河川の浚渫を計画しており、本年度はそのうち、緊急性の高い17河川の浚渫を実施しております。

河川の浚渫は、洪水、浸水対策にとって重要でありますことから、今後とも市としてしっかり取り組むとともに、国や県に対しては、浚渫について強く要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、3点目の市庁舎での防災拠点としての整備についてでございます。

まず、熊本・大分等の自然災害での教訓を生かした施策についてでございますが、平成28年4月の熊本地震では、庁舎や避難所を含む多数の建築物が損壊し、たび重なる余震の影響で、屋内にとどまることができない方が大勢避難されたため、避難所ではない施設の駐車場まで車中泊の車であふれるという状況が発生いたしました。

現在進めております新庁舎の設計に当たり、避難所として多数の被災者を受け入れる想

定はしておりませんが、立体駐車場のほかに平面の駐車場として300台程度の空間ができそうですので、一定数の受け入れは可能と考えております。

次に、庁舎の災害対策についてでございます。

現在、設計の中で検討しております主なものとしたしましては、まず、災害発生後に建物を補修することなく災害対策活動の拠点として利用できるよう、庁舎棟については基礎免震構造といたします。また、庁舎内の落下物対策として、執務室を無天井化及びダクトレス化することとしております。

さらに、電気、ガス、水道等の供給が絶たれた場合でも、庁舎が最大7日間は自立して稼働できるよう、ライフラインのバックアップを備えることとしております。

なお、非常用発電機等の業務継続のために必要な機器等につきましては、浸水対策として上層階に設置する予定としております。

最後に、3点目の災害時のボランティアについてでございます。

平成21年の豪雨災害時の経験から課題等を整理し、市及び市社協などの役割と対応について、防府市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを平成30年3月に策定しており、その中で、災害ボランティアセンターの設置や運営についてまとめています。

庁舎の設計に当たりましては、市社協を庁舎棟に隣接する福祉棟に配置することで、市との連携を強化し、ボランティアセンターの運営者としての機能を十分発揮できるよう検討しているところでございます。

災害への対応につきましては、これで十分ということは決してございませんので、常に見直しを行いながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。やはり減災に向けた対応を考えると、一人ひとりの意識の向上はもちろんですが、避難所の整備はやっぱり必要だろうと私は思っています。

このたびの台風では停電になりました。電気が使えないという場合、以前は発電機をリースされるという回答でしたが、今回、右田や向島のほうでも自家発電機を設置されていると、今後も配置するような動きもあるということでございます。本当にありがたいことだなというふうに感謝申し上げます。ぜひ、早く進めてください。いつ災害が発生するかわかりませんので、よろしくお願いいたします。

ただ、今の時点で、例えば夏の蒸し暑い時期に、夕刻になったら暑いので公民館等で窓をあけたいと。もちろん冷房設備もないというときに、あけると蚊が入ってくると。学校

や公民館で網戸を備えつけているとか、臨時的にセットできる簡易的な網戸があるという
ような公民館、今の１９カ所の、要は避難所ですね。そういう網戸が設置できているとこ
ろがどれくらいあるのか教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） １９カ所、自主避難所がございますけれども、学校含め
て、網戸は恐らく余りないだろうというふうに思っています。大きな部屋には特について
いないんじゃないかなというふうに考えております。ちょっと調査をしてみたいというふ
うに思いますけれども。

今のような視点が非常に重要かなと。蚊取り線香は備蓄しておりますけれども、それで
事足るということでもないだろうと。ホームセンターなどで網戸だけでも買っておくかど
か、いろんなことも対策として講じなければいけないかなというふうに思いますけれども、
その辺のリスクもちょっといろいろ視点を変えながら、少し研究をさせていただきたいと
いうふうに思います。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○３番（山田 耕治君） ありがとうございます。これがリスク評価になるんだろうと思
います。

実は、私も市民の皆さんからそういう、実は自主避難に行ったときに、別の部屋で、そ
こへ宿泊じゃないけど、避難しておるときにあけたかったけど、蚊が入ってくるんで、も
う蒸し暑い中我慢しておったという話も聞いたんでね。いろんな方がそうやってリスクを
評価しながらいいものにしていければというふうに思っています。

また、河川のほうでの話させていただきますが、以前質問させていただいた中で、苦情
や要望で、山口県に進達したものが平成２７年では、苦情、要望が１５件、河川について
あってですね、そのうち山口県に進達したものが３件と。２８年が、山口県に進達したも
のが１件と。２９年の、当時８月の時点だったんですが、これも山口県に要望、苦情の中
で出したものが１件あったということです。それからがどうなっているのか教えていただ
きたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 県の河川管理について要望の進達件数と、その後
のてんまつといった御質問かと思います。

議員おっしゃるように、２７年度では、県に進達したものが３件、そのうち対応済みが
１件でございます。一部対応済みが２件となっております。２８年度については、同様
に進達１件、これについては対応済みでございます。２９年度では、結果的に進達が

6件、そのうち対応済みが4件、一部対応済みが2件となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。先ほど市長の答弁でもありましたが、多分計画的には進めてくれているんだろうと思います。

ただ、市民からすると見えないんですよ、全く見えない。いつやるのかなということで、優先順位があるんだろうと思います。

ただ、県のことなんでわかりませんが、地元からの要望が出た場合は、しっかりと市で受けとめて、そして訴えていく仕組みもそうなんですけど、どうなったのか、PDCAを回すということになるんでしょうと思いますけど、それを見えるようにしていただきたいと、今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

議員、前の要望のときにもそういうふうなことをおっしゃっていただいているということも私も承知しておりまして、そういったことも今後、市民の皆様はどう対応していくのかといいますか、周知していくのかといいますか、御報告といいますか、そういったことができるのか、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。しっかり検討していただきたいと、無理は言いませんけど、本当に地元も困っていますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、新庁舎の防災拠点としての整備の件で再質問させていただきますが、先ほど言いました平面駐車場の確保でございます。これ、市長答弁ありましたが、実は、当時熊本のときに車中泊をしたのは、建物の中に入るのが怖かった、この声は大きかったんですよね、やっぱり。我々も何か警報が鳴るたびにすごい怖い思いをしましたけど、やはり、いつ崩れるかわからないと。そういう中から車中泊が多かったというのも当時は一般質問で言わせていただいています。

当時の私が調べた平成28年度のデータでは、平面駐車場が約600台は、多分、この市庁舎で確保できた。当時、駅北とのやりとりだったんで、これだけのスペースがあるのという話をさせていただきましたが、今回、立体駐車場は公用車と倉庫も考えておるというお話でしたが、やはり、平面駐車場が今よりも少なくなることがないように。今、職

員さんは毎日ここに来られるわけです。本来であれば車で来たい方も抽せんなんですよ。本当は、職員さんのこともしっかり、市民の皆さんと一緒にですから考えていただきたいということは、ここは要望させていただきます。

それと、10月に産業建設委員会で視察に行った延岡市さんと佐伯市さん、庁舎がきれいだったんで、庁舎建設の視察に行ったわけではないんですが、個人的に庁舎のことを聞かせていただきました。

そこの職員さんのお話では、庁舎に来られた市民の方にも体の不自由な方がおられますと。できるだけ揺れを抑える免震構造は、今から建てるのであれば、議員さん、しっかり訴えてくださいねというお話をされました。その辺は要望にとどめさせていただきますが、よろしく願いしたいなというふうに思っております。

あと、ボランティアの件ですが、いつも問題になるのが初動体制と全国から送られてくる救援物資、この仕分け、配送場所等々の問題です。リスクも含めて、私は考えておく必要があると思いますし、初動体制が遅くなるのは社協さんに問題があると言っているのはありません。誤解しないでいただきたいと最初に言わせていただきますが。

例えば、ボランティアであれば、一人ひとりのボランティア保険、この加入や現地との受入体制の状況把握もありますので、本当に大変なんです。皆さん、よく御存じと思いますが。

また、物資を送られてくるのもさまざまです。本当に気持ちとしてはありがたい話ですが、必要なもの、送られては困るもの、現地までの配送等々、さまざまな検証は今の段階で私はできると思いますし、それぞれがそれぞれの立場でしっかりと連携を取っていく必要があると思っております。そのマトリックスも含めて、これはぜひ公表をしていただきたい。いろんな人がいろんな意見があると思いますので、よりいいものにして、こんなに大変なんよというのもわかっていただきたい。

例えば、避難所の問題もそうです。介護などで通常の避難所では対応が難しい場合、必要と判断された場合に開設し移っていただく、二次的な避難所がございます。もちろん、二次的な避難所なので、事前の公表もホームページでもされていません。

以前、ある市で、福祉避難所になっているにもかかわらず、受入拒否されたとか、職員さんが緊急の福祉避難所と知らないためにたらい回しされたとか——うちの市じゃありませんよ——報道でやっていましたが、本当に切実な問題なんだろうと思います。だからこそ、今時点で、この時期に連携をしっかりと取っていくことの大切さを私自身感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 今、福祉避難所のことをおっしゃったんですね。

今、それぞれ協定によりまして12カ所、福祉避難所ということで指定させていただいております。これが、なかなか、余り大きく公表するというのもどうしたものかなというのが。実は、熊本地震のときに、堅牢な建物が多うございますので、そこに一般の方々が来られると、ちょっと錯綜したというようなことがございまして、それでいかなもんかなというようなことを思っています。

今、実際、要配慮者ですね。うちで在宅サービスを受けていらっしゃるような方、そうした方へ、なるべくスムーズに福祉避難所に行かれたらいいなと思っています。ですので、大体ケアマネジャーさんがついていきますので、日ごろから大体連携取っていらっしゃるかなと思っています。

なので、一般の方がそこを勘違いして福祉避難所に来られて、入居者の方にちょっと迷惑をかけてしまうとか、どちらかというところの懸念がございまして、福祉避難所と連携を取ってまいりますけれども、公表のほうは、ちょっと差し控えたほうがいいのかというような印象で今考えております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） わかりました。そこは難しいんだろうと思います、確かに。しかし、職員さんが緊急の福祉避難所と知らないというのも悲しい話です。しっかり職員さんとは連携を取っていただきたいということは要望させていただきます。

あともう一つ、避難所の件で質問させていただきますが、大切な家族ということではペット、犬や猫でございますが、飼われている家族にとっては本当に大切な家族です。防府市の避難所は、公民館の19カ所全て、多分受け入れはできるはずです。

ただ、市民の皆さんには、動物アレルギー等アレルギーをお持ちの方もおられると思います。受け入れは大丈夫ですよと簡単にはいかないような気もするんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えします。

ペットをお連れの方、非常に多くなっていると思います。環境省のほうも、こういった災害があった場合にはなるべく同行避難をしてくださいということを基本に考えておりますので、我々としては避難所での対応を考えざるを得ないというところがございます。

ただ、先ほどの議員さん御指摘のように、アレルギーだとか鳴き声が嫌いとかいろいろあって、また、その避難所の生活がそういったことで、ぎすぎすしたものになるといけないということがございますので、その辺のスペース分けだとか、ペットのつなぎ方とか、

室内で臨機応変に対応してもいいと思うんですけれども、その辺も、本当先ほど申しましたように、避難所がぎりぎりすししないということが、長期生活になればさらに必要になってまいりますので、その辺の配慮が要ろうかなというふうに思っております。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 実は、これも市民の皆さんからの声を代弁者として上げたんですが、ホームページでも公表はしていないんで見ることができないんで、私はこれぐらいは公表してもいいと思うんですよ。皆さんが知ることによっていろんな問題や意見が出てくると思います。どこまでも全てというわけにはいきませんが、問題やリスクを共有化することはできると思いますので、ぜひ、その辺は考えていただきたいということを要望しておきます。

防府市は、「防災」の「防」がついている市です。災害を防ぐと、災害に強い、減災を考えるまちにしていきたいことを改めて要望させていただき、この項の質問を終わります。

次に、交通マナーの向上についてお尋ねいたします。

最近の交通事故のニュースですが、高齢者の事故の多さもそうですが、交通ルールを守らないで起きているニュースも多くなっているように感じています。もちろんネット社会での情報発信も多岐にわたり、毎日のように関連も含めて報道がされているのだろうと思います。

最近、特に耳にするあおり運転等は、ハンドルを握る一人ひとりが交通マナーという点で、交通社会における責任を社会人として、重要な問題としてしっかりと認識することで防げるのではないかと考えています。正しい交通ルールを守る、守らせる風土をつくることが相手を思いやる心を育み、安全で安心な交通社会を築くことにつながると考えています。

10月の終わりに、県内約2,500店の飲食店で組織する組合が飲酒運転根絶に向けた総決起集会をアスピラートで、JR防府駅周辺を約200名の方がパレードされたということでした。関係者の皆様に心から敬意を表したいと思います。

当時の記事では、後を絶たない悲惨な飲酒運転事故が続発しており、飲食業のモットーであるお客様の笑顔をいただく決起集会にしようと挨拶されたという記事も読みました。

交通マナーや交通ルールを守れないという行動や意識の低さが大変悲惨な事故を起こすかもしれない。社会人として、人として許されない行為であることをしっかりと認識していただきたいと改めて思うところでございます。

そこで、質問と提案をさせていただきますが、1つ目に、交通違反の中で、特に悪質、

危険性の高い事故の原因となる無免許運転、飲酒運転、速度超過の３つを示す交通三悪ですが、過去５年間の件数と推移を教えてください。

２つ目に、企業では、昭和４０年６月に道路交通法に規定された制度、安全運転管理者制度がある中で、市役所の管理者は、また、推進啓発をする担当は決まっているのか。年間行動もしっかりと見えるようにすべきと考えますがいかがでしょうか。

３つ目に、令和元年１２月１日から——昨日からですが、スマホ等のながら運転に対する罰則等、大幅に適用が強化されました。道路交通法での二輪車も対象となりますが、周知や啓発をどのように行うのか。

以上３点、お考えを教えてください。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 山田議員の交通マナーの向上についての３点の御質問について、私からは１点目と３点目についてお答えいたします。

防府市内での交通事故件数は年々減少しているものの、本年も既に３名の方が交通事故でお亡くなりになっておられます。市では、警察署をはじめ関係機関と連携して、交通死亡事故ゼロを目指し、交通安全教室やキャンペーンなどにより交通安全意識のさらなる啓発に取り組んでおります。

まず、１点目の無免許運転、飲酒運転、速度超過の、いわゆる交通三悪の件数の推移についてでございます。直近５年間に防府警察署が検挙した無免許運転の件数は、平成２６年が４９件、２７年が４７件、２８年が２６件、２９年が２３件、３０年が１７件でございます。

次に、飲酒運転は、平成２６年が５８件、２７年が４８件、２８年が４０件、２９年が２６件、３０年が２３件でございます。

最後に、速度超過でございますが、平成２６年が３８３件、２７年が４９０件、２８年が７４１件、２９年が１，１４０件、３０年が８７７件でございます。

無免許運転と飲酒運転は減少傾向にありますが、速度超過は増加しております。引き続き、警察署をはじめとする関係機関と連携し、交通事故防止に向け啓発活動を行ってまいります。

次に、３点目のスマホ等のながら運転に対する罰則が強化された改正道路交通法の周知や啓発についてでございます。

議員御案内のとおり、道路交通法の改正により、自動車または原動機付自転車を運転中の携帯電話・スマートフォン等の使用や画像の注視に対する罰則が５万円以下の罰金から６カ月以下の懲役または１０万円以下の罰金となるなど大幅に強化され、今月１日から施

行されております。市では、改正の内容を市のホームページやメールサービスに掲載しており、また、防府市安全会議と共同で、罰則内容を記載した啓発用のポケットティッシュを作成し、12月の交通安全キャンペーンで配布し周知することといたしております。そのほかにも、幼児の保護者や高齢者を対象とした交通安全教室、市内各高等学校で実施する自転車安全利用キャンペーンなど、さまざまな機会において啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

今後とも、警察署や防府安全運転管理者協議会ほか関係機関と連携し、一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、事故のない安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 私からは、2点目の市役所の安全運転管理者と交通安全推進啓発の担当についてお答えをいたします。

交通安全についての啓発活動は重要でございますが、市役所におきましても、交通マナーの向上や交通ルールの遵守のための意識の向上に努めているところでございます。

議員お尋ねの安全運転管理者でございますが、1事業所である市役所の本庁におきましては、道路交通法に規定された安全運転管理者を総務課長といたし、また、副安全運転管理者に課長補佐7名を選任し、各部局を担当させております。

加えまして、防府市庁用自動車管理規程におきまして、職員に対する安全運転意識の啓発等を行います安全運転推進員を各課に配置することといたしており、今年度は41名の推進員を選任いたしております。

具体的な安全運転の推進でございますが、正・副安全運転管理者8名に、道路運送車両法に基づきます整備管理者である総務課の職員及び職員課の職員を加えました10名で、庁内安全運転管理者協議会を設置いたしております。

この協議会から各課の安全運転推進員に対しまして、交通安全に関する指示、月ごとの雇用者の事故の発生状況、あるいは、事故の事例紹介等を行い、これらを当該推進員からそれぞれ各課の職員への周知、伝達を行うことによりまして、交通安全運転、交通事故防止等についての啓発活動を推進しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。先般、ちょっと免許の更新があつて、交通事故件数の状況もちょうと県に行つて調べてきたんですが、事故件数はすごく減っているのに、交通三悪トータルで見ると増えているというのは、やっぱりちょっと怖いなど

いうふうに感じております。冒頭でも言いましたけど、社会問題化しておりますあおり運転、これも、本当にこの三悪の中には入ってくるのかなというふうに思っております。

警察庁も制度を改正する方向で今後検討をしているということですが、以前、ドライバーを守るという意味と防府市内の犯罪の抑止という点で、公用車のドライブレコーダー設置をお願いし、新しく更新する車両には設置していただくという、本当に前向きな回答をいただきました。

現在、どれぐらいの車両についているのか。また、公用車の総台数の何%ぐらいになっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 御質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、全ての公用車へ設置するという方針で取り組んでおります。新車購入時あるいはリース契約の更新時、また、既存の公用車につきましては、必要性の高いものから順次、導入をしているところでございます。

現在、本庁、クリーンセンター、上下水道局及び消防署におきまして合計257台の公用車を所有いたしております。そのうちドライブレコーダーが設置済みのものが、今年度中に設置する予定のものも含めまして73台、割合で28.4%でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） 上下水道局の車両や給水車、また、消防車、緊急車両も後から聞こうと思ったんですが、お答えいただきました。

ただ、まだ28.4%、トータルで28.4%と、できるだけ早く設置の方向に向けてやっていたきたいと。

また、職員さん、個人個人で来られる方、いらっしゃると思います。ぜひ、先ほど推進員の方もいらっしゃると聞いたんで、しっかり、その辺もやっていただきたいということだけは要望させていただきます。

その中で、職員さんはノーマイカーデーと、公共交通の利用や徒歩、自転車を利用される日があります。先ほど、市役所の駐車場も抽せんで、全ての方が駐車スペースも確保されるわけではないので、仕方なく自転車で来られる方もいらっしゃると思います。

そこで質問させていただきますが、車で通勤する場合と自転車で通勤する場合の2つのパターンの、例えば通勤危険マップみたいなものがあるのかなのか、教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） その時々で、自転車で来られたり、自動車で来られたりす

る方もおられると思いますけれども、危険マップというのは、通勤途中といたしますか、そういうところだろうと思いますけれども、一度、どのような経路で通勤しているかというのは、それぞれ届け出が職員からございます。そういう中で、自分がどういう経路で通勤しているのかというところで注意すべき点というのは、ちょっとその全体というものではございませんけれども、それぞれが把握して安全に通勤をされているものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。最近、自転車利用者による交通事故や交通違反が問題になって、自転車利用者のマナーアップがより一層望まれております。自転車の安全利用を促進し、自転車利用者による交通事故防止を図ることを目的として、自転車マナーアップ強化月間を設ける市が結構あるみたいなんですが、防府市としての考えがあれば教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の自転車のマナーアップの月間を設けることにつきましては、現在もそうですけれども、警察署と連携して行っております。そういった方向性につきましては、また一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。しっかり啓発してくださいね。本当に、先ほどのスマホの件もありましたけど、ながら運転の強化もありますんで、しっかりPRしていただきたいと。前向きに考えていただきたいという、PRも含めてですね。そういうしっかりとしたルールやマナーを子どもたちへ推進、啓発していただきたいというふうに実は思うわけでございます。

小学校より中学校の生徒たちへの、自転車に乗るときは安全運転の、自転車の安全利用五則、守りましょうよというような統一した啓発も私は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

交通安全に関する内容につきましては、文部科学省が示す小・中学校学習指導要領においては、体育科及び特別活動の時間を使って計画的に取り扱うよう示されており、市内の

小・中学校でも体育科の授業に加え、交通安全協会や警察等の方々と連携をして自転車教室を実施し、子どもたちに交通マナーや自転車の運転技術向上に関する指導を行っております。

このような取り組みの中で、スマートフォン等によるながら運転が法律に抵触することや、自転車を運転することにより子どもたち自身が交通事故の加害者になってしまう危険性があることについての指導も行っているところです。

こうした中、小学児童の自転車事故防止活動の一環として、全日本交通安全協会が開催しております交通安全子供自転車大会におきまして、佐波小学校が2年連続山口県代表として全国大会に出場しております。交通安全の知識と技能を身につける地道な努力がこのような形で成果としてあらわれております。

教育委員会といたしましては、議員御指摘のとおり、子どものうちから交通ルールを学び、みずから主体的に交通社会とのかかわりについて考えることは大切であると捉えております。

このたびの法改正の趣旨を踏まえ、今後も学校の教育活動を通じ、ながら運転の危険性についてさらなる周知を図るとともに、子どもたちの交通安全に対する意識を高めてまいります。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ありがとうございます。心強い回答をいただいたんで、ちょっと安心しているんですが。1つ質問ですけど、自転車は車道通行が原則なんですよ。歩道は例外。

ただ、歩道を通行できる場合があります。道路標識や道路標示によって歩道を通行することができるということはもちろんですが、ほかはどういう例外があるか御存じでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） はっきり法律に関して承知しておりませんが、その通行において安全面が確保できるという場面においては許可されるというふうに、私はちょっと認識しておるんですが。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○3番（山田 耕治君） ごめんなさい。失礼だったですね。そういうこともあるんですが、70歳以上の高齢者、道路通行に支障がある身体障害者の方は、車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するために歩道の通行をすることがやむを得な

いと認めたとき、今、教育長、言われたとおりです。

そして、もう一つあるんですよ。１３歳未満の子ども。ですから１２歳になりますよね。

じゃ、中学校１年生の指導と中学校２年生の指導は、その交通ルールでどうするんか。これ、僕どうするんかなと思ったんですけど、今は言いませんけど。やっぱり、教育委員会として、その辺もしっかり学校に周知していただきたいと、子どもたちを守るという意味でしっかりやっていただきたいというのは強く要望させていただきます。

民法からしてすると、結構悲惨な状態にもなって、過去の事例から言うと、小学校６年生程度が責任能力があると言われていています。そうはいいましても、結局、親権者が損害賠償責任を負うようなことになるんですが、それも含めてしっかり厳しく指導はしていただきたいということだけ要望しておきます。

理不尽に命が奪われることなく、あすを、未来を生きることを願って、生命のメッセージ展 in 防府が１１月の１６日、１７日と地域協働支援センターで行われました。教育長も来ていただいたと、関係者の方も大変喜んでいらっしゃいました。その場に、真剣に子どもたちのことも含めて考えていただく、教育長が来てくれたということは本当に意義があることだと思っています。周知、啓発、子どもたちの安心・安全を守るという思いが、教育長あれば、再度お願いしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 子どもたちの一人ひとりの命についてはかけがえのないものと思っております。交通事故等でその命を落とすことがないように、しっかり学校等で指導しながら、子どもたちが健やかに育つことをしっかりやってまいります。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 山田議員。

○３番（山田 耕治君） ありがとうございます。あすを担う大切な子どもたちです。防災の質問で「防府」の「防」は災害を防ぐ、災害に強い、減災を考えるまちというふうに言わせていただきましたが、交通マナーの向上で皆さんの意識を向上させることにより事故も防ぐというまちに、皆さんと一緒にできたらと考えます。これからの取り組みも期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、３番、山田議員の質問を終わります。

ここで、少し早いですが、午後１時まで食事休憩といたします。

午前１１時５０分 休憩

午後 １時 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続行します。

次は、1 番、河村議員。

〔1 番 河村 孝君 登壇〕

○1 番（河村 孝君） 「公明党」の河村孝でございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、子どもの読書環境の向上について御質問させていただきます。

ことしのノーベル化学賞に決まりました吉野彰旭化成名誉フェローは語られております。吉野氏が化学に興味を持つきっかけとなったのが英国の科学者マイケル・ファラデーが書いた「ロウソクの科学」という本だそうです。小学校の先生の勧めでこの本を手にとった吉野少年は、ロウソクはなぜ燃えるのかといった科学の原点に触れ、読みふけたということでございます。これが、今日の偉業につながったのならば、読書の持つ力を示すこれほどの例はないと思います。

しかし、一方で気がかりな調査結果がございます。10月に発表されました文化庁の平成30年度国語に関する世論調査によると、国民の読書量が減少傾向にあるという調査結果が報告されました。しかも、読書量を増やしたいと考えている人の割合も減っていることがわかったそうでございます。これは、インターネットの影響が大きいようで、同調査では、読書量減少の理由として、スマートフォンやゲームを挙げた人の割合が年々増えている傾向を指摘しております。

ただ、ネット上で飛び交う言葉には一方的なものが少なくありません。時に、相手を過激に責め立てるだけの言葉が集中する炎上という現象もネット空間ならではのものです。

これに対して読書には、他者の視点から自分を見つめたり、相手の立場で考えることの大切さに気づかせてくれる力がございます。加えて、想像力を育み、思考を鍛え、自分の言葉を磨くことにも役立つと言われております。そのためにも、まずは子どものころから読書する習慣を身につける必要があります。多くの種類の本を読んでいる子どもほど興味や知識が広がり、思考力や想像力が豊かになっているとの民間調査もございます。鍵は本を読ませたいと思える環境整備にあると考えます。

晩年、病床にありながら郷土に図書館の建設にと最後の大情熱を傾けられた防府図書館の創立者ともいえるべき上山満之進翁も同じ思いでなかったのかなと推察するものでございます。

私の高校時代は、放課後に時間があれば、防府高校から自転車で当時の防府図書館へ行き、本を読んだり探してから、駅南と駅北にありました4つの書店をはしごすることが楽

しみの一つでございました。当時の防府市立防府図書館はまだ上山満之進翁が建てられた歴史ある建物でございました。閲覧室では、木の床がきしむ音がする古い木造の建物と書架の多くの本をはっきりと覚えております。

9月27日に、三哲文庫記念公園碑がお披露目されました。感謝の思いとともに、当時の防府図書館の建物で若き日に学ぶことができたという誇りを感じることは、私だけではないと思います。本市は教育のまち日本一を目指していますが、この点からも読書環境の向上に努めるべきであると考えます。

文部科学省の子どもの読書活動の推進に関する有識者会議では、子どもが読書を好きになり自主的に読書をするようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じた取り組みが行われることが重要と指摘しております。子どもたちが本と親しむ環境づくりを推進させるために、主に未就学児に対する取り組みについて5点にわたり御所見をお伺いいたします。

まず初めに、1点目として、幼稚園・保育園・認定こども園の絵本の蔵書数についてお伺いいたします。

絵本との出会いのためには、数多くの蔵書が必要です。しかしながら、園によっては予算が数年ほとんどないような園もあると伺っております。未就学児にとりましては、本と親しむ余り、1冊のお気に入り絵本をぼろぼろになるまで何度も読んだり、あるいは、子どもなので本を投げたりすることもあるでしょう。そのためにも、各園における絵本の充実、修繕、管理は大切な取り組みであると認識しております。

また定期的に防府市立防府図書館より貸出文庫を利用し、ミカン箱ぐらいの段ボール箱いっぱい、本を定期的に借りている園もあると伺っていますが、この取り組みも防府図書館へ本を車で借りに行く必要があるためだと思われそうですが、一部の園にとどまっているように思われます。まずは、各園の絵本の充実に力を注ぐべきであると思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、2点目として、教諭や保育士への読み聞かせなどに対する研修についてお伺いいたします。

各園で読み聞かせの集いに参加いたしますと、絵本の読み聞かせをされる先生の話、目をくりくりして子どもたち全員が一生懸命に聞いております。先日は、エプロンが絵本になったエプロンシアターというものがございますが、それを子どもたちと一緒に見ましたが、子どもたちとのかけ合いなど、すばらしい取り組みでございました。

子どもの発達段階に合わせたよりよい絵本の選び方、読み聞かせ技能の向上、子どもたちへの読書指導能力の向上のために、教諭や保育士への読み聞かせなどに対する研修の現

状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

3 番目に、園児や保護者に絵本を貸し出しをするボランティアの育成についてお伺いいたします。

各園を訪問しますと、子どもたちの対応や行事運営などで教諭や保育士は大変に忙しい毎日でございます。各小学校には図書ボランティア活動の団体があり、図書の貸し出し等のほかにも朝の読み聞かせなど力を入れてくださっております。読書活動の充実のために、このようなボランティアの育成と仕組みを幼稚園・保育園・認定こども園などにも導入すべきではないか、お伺いいたします。

4 点目として、赤ちゃん文庫事業の取り組みについてお伺いいたします。

赤ちゃん文庫事業は、母子手帳の交付後受ける、出産前に本のリストから選んでいただいた2冊の絵本を母子保健推進員、いわゆる母推さんでございますが、生後2カ月訪問の際に手渡している事業であり、赤ちゃんが初めて読む絵本、いわゆるファーストブックといわれる大切な取り組みでございます。また、この絵本が御家庭に訪問をするツールとして、また、見守りの大切なきっかけづくりともなっている点からも、子育て支援としても重要でございます。

しかしながら、本事業の絵本の資金は全てが赤い羽根共同募金からの防府市社会福祉協議会を通しての助成によって運営されております。この場をお借りし、改めて赤い羽根共同募金に寄せられた温かなお心に心より感謝を申し上げますとともに、募金に対してさらなる御理解と御協力をお願いしたいと思っております。また、この事業が今後も推進していけるように、市としてのバックアップをお願いしたいと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

最後に、5 点目として、小・中学校の読書環境の向上のために、学校司書の専任化について御質問をいたします。

小学校や中学校の図書室を訪問すると、本と親しむためのさまざまな展示の工夫に感心をします。あるときは、中学校の図書室入り口に、「中学校の勉強は難しい、そんなイメージを吹き飛ばそう」というポップがあり、わかりやすく参考書が並んでおりました。また、1年前の昨年12月には、「どんな1年にしたいですか」との中学生に寄り添うようなポップがあり、「中学時代にガンバれる40の言葉」など、中学生を応援する書籍が並び、思わず手にとるような工夫がされておりました。

ドイツの大哲学者ショーペンハウアーは、私たちは食べ物で体をつくり、読んだ書物で心をつくると述べております。スマホの閲覧では心は育ちません。世界のリーダーと言われる方々もみんな時間がない中、こじあけるように懸命に読書に挑戦しております。その

読書を推進するキーマンは各校の司書教諭や図書館担当の教諭であり、2校に1名配置されております学校司書でございます。防府の未来のためにぜひとも学校司書を増員し専任化していただき、学校図書館の充実に力を入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上5点、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 1番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 河村議員の子どもの読書環境の向上についての5つの質問のうち4点について、私からお答えいたします。

議員御案内のとおり、子どもたちにとって、読書活動はその成長のために大切なものでございます。子どもたちが読書の楽しさや喜びを知り読書習慣を身につけることは、みずから考え学ぶ姿勢を培うとともに、加速する社会の変化の中にあっても、自分を見失わずたくましく生き抜く力となります。また、読書習慣の形成には、乳幼児期から本に親しむことができる環境の整備が必要です。

本市では、現在、子ども読書活動推進計画の第3次計画の策定を進めており、その中で、子どもたちが発達段階に応じた読書をいつでもどこでも自主的に行うことができるよう環境を整備してまいります。より実効性のある計画を策定し、関係諸機関・団体等と連携しながら、子どもの読書活動をさらに推進してまいりたいと考えております。

まず、幼稚園・保育園・認定こども園の絵本の蔵書数についてでございます。

幼稚園・保育園・認定こども園の蔵書数については、幼稚園連盟及び保育協会の調査によりますと、市内の園児1人当たりの蔵書数は、幼稚園ではおよそ11冊、保育園ではおよそ12冊となっております。また、各園では、蔵書の充実や園児に絵本を贈り、家庭での読み聞かせを推奨するなどの取り組みにより、子どもたちが本に親しむよう努めておられます。

各園の絵本の充実に力を注ぐべきというお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、発達段階に応じた絵本や紙芝居の日常的な読み聞かせ活動等を通じて、子どもが読書に親しむ質の高い教育を展開していく必要があると考えております。

そのためにも子どもたちが絵本と触れ合う喜びを感じることができるよう、絵本・紙芝居等の図書の充実や絵本コーナーの設置の整備等、子どもの読書活動の推進を図るための施策を検討してまいりたいと存じます。

続いて、2点目の教諭や保育士への読み聞かせなどに対する研修についてお答えいたします。

市では、防府市子ども読書活動推進連絡協議会を設置しており、毎年開催している協議会の事業報告で、各園や幼稚園連盟及び保育協会で実施されている研修の中で、読み聞かせ等の研修も行われていると伺っております。

県立図書館でも教諭や保育士を対象とした読み聞かせなどの講座が開催されており、また、図書館のお話ボランティアの中には、読み聞かせの指導者として活動されている方がいらっしゃいますので、御紹介もしております。

今後も同協議会において、研修の実施状況や各種研修会の開催情報等を共有し、幼稚園連盟、保育協会、学校等と市が互いに連携・協力する中で、教諭や保育士が読み聞かせの技能や絵本の選書能力の向上のための研修の機会を持てるよう努めてまいります。

次に、3点目の園児や保護者に絵本の貸し出しをするボランティアの育成についてでございます。

市内の小・中学校におきましては、各学校でボランティアを募集しており、小学校では学校図書館ボランティアとして児童への図書の貸し出しの支援をくださっている方もいらっしゃいます。

学校図書館ボランティアに対しては、知識や技能の向上のため、県立図書館や市立図書館において開催される読み聞かせや本の修理等の講座を通じて研修の機会を提供し、ボランティアの育成に努めております。

また、市内には、自主的に研修会を開催されている学校図書館ボランティアグループもあり、その研修会に対しては、市立図書館も職員を講師として派遣するなど支援を行っております。

今後、幼稚園や保育園におきまして、ボランティアの募集・育成等をされる場合には、これらの講座や研修等を御紹介し、御活用いただくとともに、また教育委員会といたしましても、これらの講座や研修の内容の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

5つ目の御質問の学校司書の専任化についてお答えいたします。

学校司書は学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の機能向上のために、その役割を担っていくことが求められております。

防府市では、現在13名の学校司書を配置し、1校当たり週2日から3日勤務して、学校図書館の環境整備や図書の紹介等の読書支援、授業における調べ学習の支援等の活動を行っております。

専任化につきましては、今後も学校司書の活動状況を検証しながら、適正な配置を検証してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 私からは、４点目の赤ちゃん文庫事業の取り組みについての御質問にお答えいたします。

赤ちゃん文庫事業は、防府市社会福祉協議会が市内に住民票のある生後２カ月の乳児に絵本をプレゼントし読み聞かせの必要性を伝えることで、乳児期の早い時期から絵本になれ親しみ、絵本を通して親子の触れ合いをし、お子さんの健やかな成長を支援するものでございます。

具体的に申しますと、妊婦さんが妊娠届を提出される際に事業の説明を行い、社会福祉協議会と市が協議して選定した６冊の絵本の中から２冊を選んでいただいております。生後２カ月目に各地域の母子保健推進員が行う家庭訪問に合わせて、選ばれた２冊の絵本をプレゼントしております。母子保健推進員は、絵本を手渡ししながら、読み聞かせの方法や絵本のよい点をお伝えし、絵本を使って赤ちゃんへ語りかけることを勧めているところでございます。

実際に受け取られた保護者の方のお話を聞くと、「初めてもらった絵本が大好きで繰り返し読んだ」、「こんなに小さい時期からでも絵本を読むことが大切とわかった」と言われるなど、大変喜ばれている状況でございます。

今後とも、乳児期の早い時期から本に親しむ機会を提供し、子どもたちの健やかな成長のために、社会福祉協議会が継続して取り組めるよう、市といたしましてもしっかりと支援していきたいと考えております。

以上、御答弁いたしました。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○１番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。

私がこの質問を考えましたのは、今の御答弁でもわかりますように、市教委も関係ありますし、健康増進課、健康福祉部も関係ありますし、また社会福祉協議会、多方面のいろんな機関にわたって、大切な子どもの読書というものが運営されているという実態がございます。その連携を、まずしっかりとさせていただきたいということを訴えたいという思いがございます。

特に、今、町なかで見ましても、１歳児、２歳児の小さなお子さんが驚くべきスピードでお母さんのスマホを一生懸命やっているあの姿を拝見しますと、将来のこの社会の姿、一体どういうふうになるのかと大いなる危機感を感じております。ただいま教育長のほうから、市内幼稚園が１１冊、保育園１２冊というお話がございましたけれども、できる限

り読書に力を、市全体を挙げて取り組んでいただきたいことをお願いしたいと思います。

ここで再質問がございます。

現在、市内の小学校・中学校は、コミュニティ・スクールとして認定されております。一部の学校においては、学校図書館を保護者や地域の人たちの交流の場として活用している学校もあると伺っております。コミュニティ・スクールとして、地域連携を深める一つの手段でもあると思いますが、現状はいかがでございましょうか。また、将来、どのような取り組みをされる御予定でございましょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成24年に全ての市内の公立小・中学校でコミュニティ・スクールの仕組みを導入し、地域とともにある学校づくりに励んでおります。議員御指摘のとおり、学校においては、地域住民同士や地域住民と児童・生徒が交流する場所として学校図書館を活用しているところがございます。

ある小学校では、未就園児とその保護者を学校図書館に招き、学校司書による読み聞かせを実施しております。これは、子どもたちに本の魅力を伝えるだけでなく、子育てに不安を感じる保護者が悩みを共有し継続的なつながりを築くことができるように、図書館による本を活用した取り組みでございます。

そのほかにも地域住民への学校図書の貸し出しや小・中学生による乳幼児への絵本の読み聞かせといった、学校図書館が地域住民の交流の場となるような取り組みを実施している学校もございます。

教育委員会といたしましては、学校で行われている地域連携の取り組みを支援するとともに、より多くの地域住民の方に学校図書館を地域の憩いの場として活用していただき、読書の魅力を発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。一部では、そういうふうに関係が進展しているということでございました。

先ほど申し上げましたが、とにかく本を読もう、学ぼうという機運をどうやって高めるのかということは、学校だけの取り組みではうまくいかないと思います。地域、家庭、そういったものが読書を推進していこうという機運をつくっていくためにも、先ほど申し上げましたけれども、連携をしっかりとって進んでいただきたいと思います。よき本と若き日に会うことというのは一生の土台になります。

先月、本市の教育委員会の教育行政点検評価骨子が公表されましたが、防府の子どもたちがより深く心の豊かさを育んでいくためにも、読書環境の向上の推進をお願い申し上げまして、この質問を終わります。

続きまして、2番目の質問項目である、幸せますステーションの拡充についてお尋ねをいたします。

11月16日に、「すごいぞ！防府秋の大イベント」が爽やかな秋空のもと、にぎやかに開催されました。来場者は約1万人とお伺いしております。歴史の舞台である防府天満宮から周防国分寺、そして旧毛利家本邸までをつなぐ大規模な回遊型イベントでございました。

実際に、うめてらすから周防国分寺まで歩くと約600メートル、約10分程度かかります。周防国分寺から旧毛利家本邸までも同じく約600メートル、約10分程度かかります。多くの方がさまざまな場所でのイベントを楽しみながら歩かれておりましたけれども、御高齢の方、お子さん連れの方でなくても、歩く途中で休憩所や腰かけや座る場所を探されている方が多いように感じました。

現在、市内のさまざまな場所で気軽に休憩できる場所を提供するものとしては、防府市幸せますステーションとして認定・拡充されております。この防府市幸せますステーションは、市民や観光客を対象に、市内観光情報を提供するとともに、店舗内にあるトイレ、休憩施設を無料で利用させていただいておりますので、ベンチ、腰かけは既存の店舗内や店先などで対応されていらっしゃいます。

防府市幸せますステーションは、現在15の認定施設がございますが、スマイルほうふや潮彩市場防府、英雲荘など観光施設や公共施設が多く、民間施設では一部の施設しか認定されていない現状があり、拡充がまだまだ進んでいないように思います。

また、防府市幸せますステーションは、観光施設と観光施設の間地点、間に必要な回遊拠点でございますが、現状では、スマイルほうふや潮彩市場防府、英雲荘など、観光施設そのものが主に防府市幸せますステーションとして認定されている現状がございます。

この現状は、幸せますステーションの認定要件として、1、誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できること、2、「まちの案内人」が観光・地域情報について丁寧に教えられること、3、地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをすること、4、ステーション間で連携して、おもてなしの地域づくりを目指すこと、以上計4つの認定要件があり、休憩だけではなくトイレも利用可能だったり、まちの案内人を配置したりと、民間の施設にとりましては、認定のハードルが高く設定されているのが原因ではないかと私は考えております。しかしながら、市民や観光客にとっては、ちょっと腰をおろしたいというのが

一番のニーズではないかと思います。

先日、整備工事が完了した山頭火の小径を歩いていますと、平日でしたが他県からの観光客も数名歩いていらっしゃいました。ここにも途中の道の脇に幾つかのベンチが欲しいと感じました。

そこで提案でございますが、町なかに休憩施設を充実させるために、店先や庭先のベンチだけを提供するような認定要件を大幅に緩和した回遊拠点、防府市幸せますステーション簡易版（仮称）を拡充する取り組みが必要ではないかと考えております。

店先の空間にベンチを設置したり、民家の庭先の一角にベンチを提供するような気軽な休憩空間でございます。ベンチの横に花を飾ってもよいと思います。また、最近ではガーデニングを開放する方も増えているとお聞きしておりますので、御協力を得ることもできるのではないかと思います。さらに、このような取り組みをSNSのインスタ映えなどによって身近なところから新たな観光資源が生まれる可能性もあると思います。

現在、防府市幸せますステーションでは、大きなタペストリーが施設の目印になっていますが、町なかのお庭の小さなベンチだけの休憩施設にテレビの時代劇の峠の茶屋のように、小さな旗印で構いませんので、防府市幸せますステーション簡易版（仮称）、具体的な名前は、例えばちょこっとステーションでもいいので、町なかで気軽に立ち寄れる休憩施設の拡充をするべきではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の幸せますステーションの拡充についての御質問にお答えさせていただきます。

ほうふ観光元年のとし、議員も歩かれました「すごいぞ！防府秋の大イベント」を初めて開催したところでございます。私も全ての会場を歩いてまいりました。防府天満宮から国分寺内の出店に立ち寄り、そこからさらに、旧毛利家本邸を目指しましたが、国分寺から旧毛利家本邸に向かう道路は、秋の風情を楽しむ人が思いのほか多く行き交い、初めてのイベントとしては成功ではなかったかと思っております。

さて、地域住民や来訪者の方が求める観光・地域情報を備え、人と人との出会いと交流を促進する目的で設置される幸せますステーションですが、先ほど議員より御案内がありましたとおり、きめ細かなおもてなしを実現するという観点から、その認定に休憩・案内・交流・連携の4つの要件を設けて、民間、行政の区別なく、申請のあった施設を審査の上、認定をいたしているところでございます。

国分寺近くのスマイルほうふや潮彩市場防府、防府天満宮などがこれに当たり、現在

15カ所が認定されているところでございます。この15カ所に加えて、富海地域にございます藍染工房A I M Aを幸せますステーションとすべく鋭意手続を進めているところでございます。

議員から、参入のハードルが高過ぎるのではないかと御指摘がございました。制度の理解が進んでいない、また、周知が不十分であるなどの課題もあり、民間施設の幸せますステーションへの登録が増えていない状況にあります。

今後、制度の周知をしっかりと行うことにより、幸せますステーションが広がるよう努力していきたいと考えております。

また、お示しのありました回遊拠点となる（仮称）防府市幸せますステーション簡易版やガーデニング等につきましては、全国には多くの優良事例もございますことから、防府市への導入に参考になるのではないかと、しっかりと研究してまいりたいと考えております。

私といたしましては、観光客や市民の皆様がステーションに限らず、自転車でも歩いても町なかを回って楽しんでいただけるよう、「すごいな！すごいぞ！防府」を今後ともしっかりと推進してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。どうぞ、しっかりとした取り組みをよろしくお願いいたします。

さて、防府市幸せますステーション簡易版（仮称）について、今御質問させていただきましたけれども、このような取り組みによってベンチが増えることはまちづくりにとっても効果的だと思います。

11月に市議会の総務委員会で、京都市に行政視察に参りました。そのときに気がついたので、京都駅の八条口駅前に長い長い屋根付きのベンチがございました。しばらく様子を見ておきますと、地図を広げる外国人観光客の横で、お土産でしょうか、荷物を広げているおばあさんが、その横では女子高校生が数名座っていてにぎやかにしゃべっていたり、お子さん連れの家族連れがあったり、各利用者が行っていることはばらばらなのに、全体で不思議な一体感があり、よい雰囲気、よい空間がそこにはございました。思わず、本市の新庁舎にもくつろげる屋根付きの長いベンチが欲しいと思いました。ここでもベンチのあるまちづくりについての大切さに気がついたわけでございます。

さて、防府へ戻り、ベンチのあるまちづくりを調査いたしますと、2,000以上のベンチを設置する都市が見つかりました。それは米国のニューヨーク市でした。2011年からシティベンチというプロジェクトを始めたそうでございます。プロジェクト開始時の

副市長のスピーチを御紹介いたします。

シティベンチは全ての世代のニュー Yorker にとって、まちをより楽しく歩きやすいものにさせ、町並みを向上させるものです。ベンチの設置場所は、バス停や商業施設の中はもちろん、市民からの要望を常に受け付けしながら選定してまいります。これからのベンチはただ休むことだけではなく、高齢者や地域住民が座り、家族のことや地域社会のことについて隣人たちと楽しく話すことを可能にします

というスピーチでございました。

大都市のニューヨークといえば、あの有名な地下鉄やバスなど公共交通機関をすぐに思い浮かべますが、最先端の都市が歩行者向けの身近なベンチをターゲットにしていることに驚きを感じます。潤いのあるまちづくり、コミュニケーションをつくるまちづくりへの挑戦、チャレンジを感じます。

ここで、ベンチのあるまちづくりについて、細かな具体的な大事な点2点をお伺いいたします。

まず1点目でございますが、バス停のベンチの設置についてでございます。

バス停におけるベンチの設置については、防府市地域公共交通網形成計画における取り組みとなると思われます。バス停のベンチの設置に努力していただきたいのは当然として、道路に設置がたとえ難しい場所でも、例えば、先ほど質問しましたような防府市幸せますステーション簡易版（仮称）がバス停の近くにあれば、そのような機能も含まれると思われますが、いかがでございましょうか。

次に、2点目として、健康増進の介護予防としてのベンチでございます。

ニューヨーク市がシティベンチプロジェクトを推進したその理由でございます。それは、医療費が高いニューヨークでは、病院にかからないように日常から健康の維持向上が目的であったようでございます。そこで、ベンチの新設により、市民がより歩き回り、健康な生活を送れるまちにするという構想だそうでございます。

本市においても、周辺部も含めて、まち全体にベンチが増えれば、外出しやすい健康的なまちづくりになると思われます。本市のどこかに自分のお気に入りのベンチがあるというまちはすてきなまちだと私は思います。また、高齢者にとりましては、幸せます健康くらす事業の介護予防のような効果が期待できると思いますが、いかがでございましょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） それでは、私のほうから2つの御質問に対して一括してお答えいたしたいと思います。

本市は、京都市やニューヨーク市のような大都市と交通量や総人口に大きな開きがあり、一概には比較ができかねますが、議員からお示しのあったベンチのあるまちづくりにつきましては、さきに御答弁申し上げました幸せますステーションの項と同様に非常に興味深く、丁寧に研究しなければならない内容であると考えております。

研究に当たっては、行政は交通安全や治安を維持しなくてはならないという役割もあり、また、バス停についても公共的な役割からベンチの設置に関して、全体として最適となれば、しっかりと検討してまいる所存でございます。

また、ニューヨーク市が推進するシティベンチプロジェクトのように、病院にかからないよう日常から健康を維持向上させる取り組みにつきましては、高齢化が進展する中、本市でも先進的な介護予防事業などにしっかりと取り組んでおりますので、健康増進の施策を検討する際には、シティベンチプロジェクトのような視点も取り入れてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。しっかりと着実に取り組んでいただきたいことを重ねてお願いいたします。

東京の三鷹市のベンチのあるみちづくり整備事業では、ちょっと一休みできる場として、歩道や沿道にベンチ——愛称名「ほっとベンチ」というそうですが——の設置を団体、個人からの寄附によって整備されておりますので、また、これも御参考になさっていただきたいと思います。

さて、再質問させていただきます。

3月定例会で、持続可能な開発目標であるSDGsについて質問させていただきましたが、持続可能な都市地域づくりを目指すためには、核となる中心市街地の活性化が不可欠であると思います。

11月に防府商工会議所から提出されました、防府市商工業振興施策に関する要望書の中にも、8、まちなかの環境整備改善と安心・安全なまちづくりの推進の中に、中心市街地について住民目線とまちなかでの創業や新規出店のために、まちの変化に合わせたさまざまな要望がございました。その上からも、中心市街地の市道整備のほかにも、中心市街地の店舗や小さな空き地などの効果的な活用方法も含めた総合的な取り組みが必要ではないかと考えます。

御提案いたしましたベンチの設置やベンチの周りや町なかの小さな空き地などへの花壇の設置なども、まちが明るくなるような心豊かなまちづくりとしての環境、まちづくりと

しての取り組みであり、環境面だけではなく、御高齢者、また、観光や商業のために人々をまちへ呼び込むやさしい取り組みとして、中心市街地活性化に資するものではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私のほうからお答えさせていただきます。

中心市街地の活性化に向けてベンチの設置ということでございますけれども、中心市街地の活性化にはいろいろ資するものだと考えております。

先ほど部長が答弁しましたけれども、交通安全等の課題も当然のことでございますけれども、このたびの「すごいな！すごいぞ！防府」の実態を検証しながら取り組んでいきたいと思えます。いずれにいたしましても、中心市街地が活性化するための一つの大きな方策として検討していきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以前より、「公明党」の先輩議員も一般質問などでベンチの設置、あるいはトイレなど、市民目線でのやさしいまちづくりを訴えておりますが、着実に進めていただきたいことを重ねて要望いたしまして、この質問を終わります。

3番目の質問項目である防災意識社会の構築についてお尋ねをいたします。

防災意識社会の構築につきましては、6月定例会において、主にマイタイムラインや住民が主体となってつくる地域防災計画の普及、自主防災組織の充実への取り組みの重要性、また、高齢者や障害者といった要配慮者避難に関する個別計画の策定、さらに、地域防災のかなめである防災士が活動しやすいように、防災士と地域住民の一体とした取り組みを行うように質問をさせていただきました。今回は2回目となります。

その後、9月から10月にかけては、先ほどもございましたが、台風第15号や第19号などが日本各地に甚大な被害をもたらしました。テレビなどで連日報道される悲惨な被災地の様子を見て、私も防災士の一人として、地元の防災士の方々と協力し合いながら、防災意識の向上のために、ハザードマップ再確認の啓発や非常食の試食会、防災用品の展示、段ボールベッドづくりや土のうづくりなど、避難時の体験コーナーを地域のお祭りのブースで行いました。ステージイベントでは、会場全体で2回目となるシェイクアウト訓練も行いました。また、防災について関心を持たれた小学校のPTA保護者の方と防災について話し合う機会にも参加させていただきました。

今回の一般質問では、これらの機会を通して寄せられた御質問や御意見をそのまま3点

にわたり質問させていただきたいと思います。

まず初めに、1点目として、市指定の緊急避難場所には小学校や公民館などが指定されていますが、全ての地域住民を収容できる場所ではないので、たとえ警戒レベル4、避難勧告が発令されたとしても、避難をせずに可能な限り家で過ごすことを考えたいという声がありました。また、洪水で佐波川の土手が決壊するようなことは絶対にない、自分は避難しなくても大丈夫という声さえもございました。防災士として、直接お聞きし非常にショックでございました。

ことしの災害でも、大規模な豪雨災害において被害を拡大させた要因の一つとして指摘されているのが避難率の低さ、すなわち逃げおくれが指摘されております。また、数十年に一度の大雨が予想される大雨特別警報の発令後もすぐに避難しなかった人が多かった点が指摘されております。逃げおくれる原因として、人間の心理的特性である正常性バイアスが働いた可能性を専門家から指摘もされております。いわゆる、このような避難をしない市民に対しての市の対応をお伺いいたします。

次に、2点目として、地元の大きな過去の災害や地域の特性を御存じでない若い世代や転入者の方への周知対策について御質問をいたします。

P T Aの若い保護者の方との懇談の席上、新田の道路の多数の電柱が倒れ、また、防府市内多くの地域で1週間以上停電が続いた平成3年の台風第19号を、向島のあの大きな高潮被害を受けた平成11年の台風18号の災害を多くの参加者が御存じないことに本当に驚きました。

お聞きしますと、お子さんの小学校入学時などに、いずれも最近市外から転入されてきた方でもございました。また、防府平野の多くは、江戸時代に干拓された地域で、以前は海でもあり海拔が低いことも御存じありませんでした。

防災にとっては、土地の歴史や特徴を把握することが防災や減災のためだけではなく、適切な避難に結びつくために極めて重要でございます。このような若い世代や転入者の方に対してどのように防災意識を向上させていくのかをお伺いいたします。

最後に、3点目でございます。ことしの相次ぐ災害をテレビで見て、防災意識に強い関心を持たれた自主防災部長など、自治会関係者や地域住民の方が増えてきたように感じております。本当にうれしく、素晴らしいことだと感じております。

各自治会での防災への取り組みについて御意見をいただいております。市が小・中学校などに設置された防災倉庫の備蓄物資があるが、今の備蓄物資の内容や今後の物資の増強計画が自治会にとっては不明であり見えづらいという点でございます。

災害に対する備えとしては、第一に個人個人が非常持ち出し袋の準備をするのは当然で

はございますが、自治会の自主防災組織としても、市の防災倉庫の備蓄物資を保管するような形で、非常食などの食料あるいはスコップや長靴、ブルーシートなど防災用品を準備したいと考えているそうでございます。まずは、自治会と取り組むべき防災用品の準備などのハード面のガイドラインを示してほしいという内容の御要望でございました。

また、市の防災関係の講習会にも参加するが、災害図上訓練——D I Gや避難所運営など必要な訓練内容も多岐にわたり、地元での防災訓練ではどのような手順で行えばよいのか、ソフト面においてもガイドラインを示してほしいという御要望もございました。

このような自治会の自主防災組織においてのハード面、ソフト面、両面にわたる活動指示、最低限用意すべきようなガイドラインを明確に示すべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上３点、お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河村議員の防災意識社会の構築についての３点の御質問にお答えいたします。

私は市長就任以来、防災対策を重要課題として取り組んでおります。このたびの台風１９号災害をはじめ、全国各地において多くの尊い命が失われる大規模災害が相次いでいることを目の当たりにいたしまして、改めて市民の命を守る防災対策の重要性を認識したところでございます。

河村議員におかれましては、防災士として、地元華城地域において、防災意識の啓発に大変な御尽力をされていることに対しまして敬意を表しますとともに、今後とも地域防災力の向上に向けて御協力、お力添えをお願いしたいと思います。

それでは、１点目の避難をしない市民に対しての対応についてと、２点目の過去の災害・地域の特性を知らない若い世代や転入者等への対応についてです。関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

国におきましては、昨年の７月西日本豪雨による災害を踏まえまして、住民がみずからの命はみずからが守る意識を持って、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の防災対策へ転換することで、防災意識の高い社会の構築を目指すとしたところでございます。

本市におきましては、適切かつ迅速な避難情報の発令や、避難情報の伝達媒体の充実等に努めるとともに、あわせて市広報、また防災マップ、ハザードマップなどの配布による啓発や自治会長・防災士等を対象といたしました自主防災組織リーダー研修等において、

地域ごとの災害リスクや避難行動の重要性等を強く訴えているところでございます。

また、先月、11月9日にはイオンタウン防府において、買い物に来られている方々を対象とした防災体験型イベントを開催し、若い親子連れの方をはじめ、日ごろ防災に触れることの少ない方々にも防災の大切さを身近に感じていただいたところでございます。今後も全ての市民の防災意識の向上が図れるよう、比較的防災への関心の薄い市民の方へのアプローチも念頭に自主防災組織、自治会、そして昨年、市内の防災士の有志で設立されました防災士等連絡協議会などと連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の防災倉庫にある備蓄物資の周知についてでございます。

小・中学校にあります防災倉庫には、災害発生時、初動段階での避難所運営に係る必要な物資や資機材、具体的には避難者用テント、段ボールベッド、簡易トイレやリヤカー等を備蓄することといたしております。防災倉庫にある備蓄品につきましては、自主防災組織リーダー研修等において周知しているところでございます。

今後は、自主防災組織の活性化、市民の皆様の防災意識の向上を目的として自主防災組織の運営方法、活動事例や市の支援制度に加えまして防災倉庫の備蓄物資の周知等を踏まえたハード・ソフト両面にわたる活動方針、ガイドラインとなります自主防災組織の活動等に関するガイドブックを作成したいと考えております。

私は、今後とも防災意識社会の構築に向け、防災対策に全力で取り組んでまいることとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 河村議員。

○1番（河村 孝君） 前向きな御答弁ありがとうございました。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、ガイドラインの作成をされとお示しをなさいました。しっかりとわかりやすく実効性のあるものをお願いしたいと思います。自主防災組織、自治会が何よりも重要でございますので、この点、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、細かな点でございますが、ハザードマップでございますが、防府市のホームページでは精密なPDFファイルしか掲載されておられませんので、昨年7月の避難所開設時には容量が重くてダウンロードがしづらい状況がございました。できれば他市のように容量が軽めの大きめの画像ファイルでも公開して、容量が軽めから大きめの複数の画像ファイルでも公開していただければ避難時などでも活用しやすいと思いますので要望いたします。

どこまでも市民目線での防災行政をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、1 番、河村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、9 番、石田議員。

〔9 番 石田 卓成君 登壇〕

○9 番（石田 卓成君） 「自由民主党」の石田でございます。このたびは、上山満之進翁が三哲文庫とともに防府に残してくださった陳澄波の絵画「東台湾臨海道路」を通じた台湾との交流についてと、デイサービスの送迎インフラを活用した高齢者の新たな外出支援の仕組みづくりについての質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

池田市長が直接交渉され、福岡アジア美術館に預けられていた防府市所有の絵画「東台湾臨海道路」の防府市への帰還を実現してくださったことにより、帰還の訴えをし続けておられた上山満之進に学ぶ会の皆様も大変喜んでくださっているところでございます。ありがとうございます。

防府図書館にこのすばらしい絵画があるのを最初に発見してくださったのは、先日、お亡くなりになられた富海の見玉識先生でございますが、私といたしましても3年前に立候補させていただく前から学ぶ会の皆様や、山口県立大学の学生さんたちと一緒に陳澄波の故郷である台湾の嘉義市を訪問させていただき、御遺族である陳重光さんや陳立栢さんと意見交換をさせていただく中で、何とかして防府市への帰還を実現させなければいけないと思い、強く訴えていたのに、なかなかかなわなかった課題でございましたので、本当にうれしく思っております。

9月27日に開催された三哲文庫記念公園の除幕式では、台北駐福岡台湾総領事館の陳忠正総領事も防府へお越しくださりましたし、この公園の記念碑を防府中央ライオンズクラブ様が寄贈してくださったり、上山満之進翁の功績について紹介されたクリアファイルを防府南ロータリークラブ様が市に寄贈してくださり、市内の中学生全員に配られたりと伺っておりますが、今後も上山満之進翁の顕彰がますます盛んに行われることを期待しております。

さて、前回9月定例議会の一般質問では、来年春ごろに台湾の美術館からこの絵画を展示するために貸し出してほしいとの打診があったとの御答弁をいただきました。

そこで、質問をさせていただきますが、まず1点目にこの絵画の貸し出しについて具体的な計画を教えてくださいと思います。

2点目に、この絵画の貸し出しを契機に、お亡くなりになられた見玉識先生も望んでおられた防府市と台湾との交流がますます盛んになることを期待しておりますので、可能で

あれば防府市からも代表団が訪問させていただいた上で台湾の皆様との交流が図れることを期待しておりますが、市が主体となってそのような取り組みを考えていただけませんか。

以上、２点につきましてよろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ９番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の陳澄波の絵画「東台湾臨海道路」を通じた台湾との交流についての２点の御質問にお答えいたします。

まずもって、この絵画を見出され、防府市への返還に御尽力をいただきました児玉識先生が１０月１３日にお亡くなりになりました。ここに深く哀悼の意を表します。

本年９月に防府市に戻りましたこの絵画は、同月２７日から１０月１４日まで防府図書館で展示した後、現在は山口県の御協力により山口県立美術館で保管していただいているところでございます。これもひとえに議員の皆様をはじめ、市民の皆様、そして福岡アジア美術館、山口県立美術館など多くの皆様方の御理解、御協力の賜物と感謝を申し上げる次第でございます。

この絵画は上山翁が台湾総督退任時に台湾の画家、陳澄波に依頼し制作されたもので、上山翁が総督として整備した臨海道路や深く関心を寄せておられた先住民などが描かれております。上山翁の自宅に飾られた後、私財を投じて建設した三哲文庫に寄贈され、長く防府図書館の館内に掲げられてまいりましたので、このたび台湾で展示されることになれば、初めて台湾に里帰りすることになり、上山翁の顕彰においても大変意味のあることと考えております。

最初に、絵画の貸し出しの具体的な計画についてのお尋ねでございます。

９月定例議会の一般質問で答弁いたしましたとおり、台湾から絵画「東台湾臨海道路」の貸し出しについて打診がございました。その後、絵画を保管していただいております県立美術館の御協力もいただきながら調整をしておりましたところ、先月末、正式な貸し出しの依頼が届いたところでございます。その内容は台北市の国立台北教育大学北師美術館から来年の３月から６月にかけて北師美術館において開催される、仮称ですけれども、光耀日月——輝ける歳月という意味らしいんですけれども、台湾美術史再現という展覧会で展示するため貸し出しをしてほしいという内容でございます。

この展覧会は、台湾及び日本人美術家の先駆者たちの精選された作品をテーマ別に構成して紹介し、台湾美術史へのより深い理解を一般に広めていくもので、約７０点の作品を展示する予定であると伺っております。

今後も山口県立美術館とも連絡を密にしながら、市としても全面的に協力をさせていただくことといたしております。

次に、絵画の貸し出しを契機に、台湾との交流深化を図る取り組みを考えないかとの御質問にお答えいたします。

現代の日本は人や物や金の流れが世界規模となり、それらの移動が大変盛んになってきております。とりわけ台湾との交流は経済活動のみならず、観光や文化の面に広がっており、今回の陳澄波の絵画貸し出しも、こうした交流の拡大に一役買ったのではないかと考えるところでございます。

さて、今後の台湾との交流ですが、まずは民間が主体となる観光分野等から進めることが深化の第一歩になるのではないかと思います。防府観光コンベンション協会等と連携を図りながら、今回の御縁を最大限に生かしたインバウンド施策等の構築に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） ありがとうございます。具体的に貸し出される美術館の名前も教えていただきありがとうございます。ぜひ私もそのときには、4月ごろになるのかなと思っておりますけども、向こうに行かせていただいて、また陳澄波の息子さん、お孫さんである重光さんや立栢さんなどにもお声がけして、より親交が深められればいいかなと思っておりますので、また具体的な日程等もわかったら教えていただければと思います。大変楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、デイサービスの送迎インフラを活用した高齢者の新たな外出支援の仕組みづくりについて質問をさせていただきます。

市内では切畑のデマンドタクシーに加えて、この10月から玉祖地区でもデマンドタクシーの運行が始まりました。そのほかにも民間の取り組みとして牟礼や富海地区で高齢者の移動手段を助ける取り組みが行われております。

日ごろ地域の皆様とさまざまなお話しをさせていただく中で一番多くの声をいただくのが、この移動手段確保の問題でございまして、運転免許を返納したくてもこのような移動手段をつくってもらえないとスーパーや病院、金融機関などに行けなくなるため免許の返納ができないといった声をたびたび耳にいたします。地域の声を受け、選挙公約でも何とかしたいと訴えさせていただき、当選後も何とか形にできないものかと過去にも2回ほど一般質問で取り上げさせていただきましたが、この移動手段の確保のことだけはいまだに

住民との約束を果たせておらず、残りの任期が１年と迫った中にあって日々頭を悩ませております。

市では、本年度から右田と小野と大道地区で地域住民と話し合い、地域の実情に応じた交通サービスの検討をしていくという方針が示されておりますが、これらの地域で一番好ましいと考えられる玄関前までの送迎ができるデマンドタクシーは、タクシー会社の運転手不足という問題もあり、玉祖デマンドタクシーを運行しようとした際に、タクシー会社の応札がなかったときと同じようになる可能性が極めて高いと考えております。

これまで市議会においても総合交通体系調査特別委員会を平成２０年に立ち上げ、１１年間にもわたって議論を重ねてまいりましたが、結局は既存のバス会社やタクシー会社と新しい交通モードをどのようにすみ分けるのかといった問題があり、話が進展しなかったものと考えております。

しかし、その間、バス会社への赤字補填は増え続け、７年前の平成２４年度には３，６００万円だったものが、今年度では倍以上の８，０００万円にも達しております。市としてもさまざまな手法で、なるべくバスを利用していただくように周知したりなど精力的に取り組んでおられますが、残念ながら利用が増える気配はございません。

今年度当初予算における交通関係の予算につきましては、バス会社への赤字補填の８，０００万円に加え、切畑や玉祖地区のデマンドタクシーの２４５万円、高齢者等バス・タクシー運賃助成に３，９００万円と合計で１億２，１４５万円となっております。この交通関係の予算の合計額を年度別に見ていきますと、平成２４年度が３，７００万円、２５年度が４，５００万円、そしてバス・タクシーの運賃助成を始めた２６年度が５，７００万円、切畑デマンドタクシーを始めた２７年度が５，４００万円、そして２８年度が７，６００万円、２９年度が１億３，２００万円、平成３０年度が１億１，３００万円、そして今年度が１億２，１００万円とすごいペースで増加し続けており、７年前の平成２４年度と比べますと現在では３．２倍の予算が必要となっております。

その中でも市単独事業として取り組んでいる高齢者等バス・タクシー運賃助成事業につきましては、特に市の財政負担が重くなってきているわけでございまして、第７期介護保険事業計画で示されているように、７５歳以上の人口が平成３０年の１万７，０００人から７年後の令和７年には２万１，０００人を超えると推計されている中、今後はさらに多額の予算が必要になり、市の財政を圧迫してしまうのは確実だと考えております。

これまでの取り組みを市民の皆様がとても喜んでくださっているのは私も理解はしておりますが、このように高齢化社会を迎えることが示されている中にあって、厳しい市の財政状況を見ても今までと同じようなスタンスでバス会社の赤字補填や運賃助成といったこ

れまでの公共交通を主とした移動支援を続けていくのは、そろそろ限界を迎えつつあるのではないかと考えております。

そこで、御提案をさせていただきますが、これまでの公共交通という観点ではなく、高齢者福祉という観点からこの問題を考えられないでしょうか。

具体的にはデイサービスなどの送迎者の空きスペースを利用させていただき、高齢者の外出支援を行うものでございまして、A Iを使用した専用の配車システムを利用し、通常の送迎の時間的おくれをほとんど生じさせることなく移動支援ができる福祉ムーバーというシステムを群馬県の福祉事業所が開発しておりますので、その仕組みの導入について、市内の福祉関係の事業所に協力を呼びかけた上で、そのシステムを導入し移動支援の仕組みを構築するという方法でございまして、もしも実現すれば全国に先駆け、モデルとなり得るようなすばらしい取り組みとなると考えております。

実は、池田市長が就任された直後の昨年7月議会においてもA Iを使用したデマンドタクシーのシステム導入を御提案させていただいたところでございまして、クラウドを使うことや利用者がスマホを利用するといったところは、このたびのシステムも同じでございしますが、今回のシステムが異なる点は福祉関係の事業所が開発したシステムであり、さらに高齢者の目線に立てたものであると考えております。

ちなみに、本年9月議会の一般質問では農業機械のシェアリングエコノミーについて提案させていただきましたが、人命よりも災害対策よりもプライマリーバランスの黒字化目標が大切だという国の緊縮財政政策が残念ながら現在も継続している中であって、景気後退の懸念から久々に10兆円規模の補正予算による財政出動が行われるのではないかと報道を受け、少しは明るい兆しが見えてきたかなとも感じているところでございます。

昨日読んだ現代貨幣理論の解説本、これなんですけど、この中で、現在の我が国はデフレの状態なのに過度なインフレ時に行われるべき増税や規制緩和、自由貿易協定や移民推進などの各種政策が行われているので、デフレから脱却できるわけがないことや、これまで政府の負債が増えれば増えるほど比例して国民の資産が増えている事実、そしてこのプライマリーバランスの黒字化という意味不明な目標を掲げている主要先進国は日本以外にはないことなどを知り、大変残念に思ったところでございますが、現在、国とは異なり通貨発行権を持たない地方の財政はほとんどが大変厳しい状況におかれているわけございまして、我が防府市においてもこのことは例外ではありません。

このような厳しい財政状況の中にあっては、既に地域にある人・物・金・サービスをシェアリングエコノミーという形で最大限利用し、地域課題の解決につなげることが求められているのだらうと考えております。

海外においてもこのような乗用車やバイクの相乗りの需要をマッチングさせるライドシェアの取り組みは盛んに行われているそうでございまして、先日、インドネシアを視察されたばかりの県議会議員の先生から、マレーシアやシンガポールやタイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カンボジアなどでは、インドネシアに本社を置くG r a bという会社がスマホを使った移動支援のマッチングサービスを行っており急成長していることを教えていただきました。

我が国において、このような形の乗合サービスを提供するのは、現時点では法的に難しい部分もあるのだろうと考えておりますが、このたび提案させていただく移動支援のサービスも、現在走っているデイサービスの送迎車を利用させていただく形になりますので、まさしくシェアリングエコノミーという視点に立ったものでございます。

気になる道路運送法上の問題でございしますが、この福祉の観点で移動のコーディネート費用として利用者が会費を支払うという形であれば、法的な問題はないと考えております。

この福祉ムーバーというA Iを使用したシステムの利用方法は、極めて簡単でございまして、事前によく行くスーパーや病院などを5カ所程度登録しておき、出かけたいときにアプリで出発地と目的地を指定すればA Iが送迎中の車両の中から最適な車両を判断し、ドライバーに指示が届くとデイサービスの車が迎えに来てくれて、相乗りして目的地でおりることになります。利用者さんのスマホ画面には迎えに行く車両の番号と迎車予定時刻が表示される仕組みとなっております。また、スマホをお持ちでない方でもコールセンターに電話をすることで対応が可能です。

また、このシステムは現在施設を利用しておられる方の送迎にも役立つものでございまして、最短ルートを表示するナビにより、誰でも利用者宅にたどり着けることや、施設利用者の送迎計画表を楽に作成でき、パソコンで最適なコースをつくってナビに送信できること、会社が推奨するなるべく幅員の広い道路を走ることで到着時間が標準化し事故も減少すること、利用者の配慮事項が顔写真入りで確認できヒューマンエラーが防げること、管理画面で全ての送迎車両の位置情報がわかることなどが特徴でございます。

このシステムを開発された群馬県で介護事業所を運営されている株式会社エムダブルエス日高の北嶋社長は、開発した目的として雑誌のインタビューで、高齢者の事故は非常にタイムリーな話題であり、免許証を返納するだけでは問題解決にはならないので、日常生活に困らない社会をつくらなければならない。つくらないと免許証の返納率も上がらないし、事故も減らないと思います。ただ返納を促すだけでなく、かわりとなるものをしっかりと整備しなければなりません。電車やバスは自宅には来てくれません。ドア・ツー・ドアのタクシーもドライバーが高齢化しており、若手のなり手も少なく、タクシーの数も減

ってきています。高齢者も免許証の返納者も増えていくのに、ドア・ツー・ドアのインフラが下がっていく。そうすると公共交通、タクシーに次ぐ第3の交通網を今からつくっておかなければならないと考え、このシステムをつくられたそうでございまして、我が防府市においても全く同じ状況であると感じた次第でございます。

また、同じくインタビューの中では、過疎地域ではタクシーは全然走っていないけれど、デイサービスの送迎車はたくさん走っていますが、シートが空いていてもったいない。今すぐにあるリソースを使ってライドシェアする。これからはシェアリングエコノミーの時代となるでしょうとも語っておられ、インタビューの最後には、介護業界は3Kの職場といわれて人気がありません。でも、交通弱者の移動手段として一つのインフラを担い、地域の社会的問題を解決しているのが介護業界となれば、業界全体の存在感が増して働くスタッフのモチベーションアップにつながるのではないのでしょうかと、すばらしい意気込みを語っておられ大変感動いたしました。

この群馬県の介護施設では送迎車両をたくさん持っている大規模な一つの事業所が福祉ムーバーの仕組みをつくり運営されているわけですが、防府市ではさらに進んで全国に先駆け、市内の複数の事業所に協力してもらおう形で官民が一体となった高齢者の外出支援策を一日も早く構築してほしいと願っております。

そこで2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目に防府市でも先ほど御紹介させていただいた福祉ムーバーの導入をし、デイサービスの送迎インフラを活用した高齢者のための新たな外出支援策を全国に先駆ける形で構築してほしいと願っておりますが、いかがでしょうか。

2点目にこのような仕組みを市が主体となって構築するに当たり、高齢者に外出していただくことは介護予防にもつながるという観点から、介護保険事業特別会計の中の地域支援事業として高齢者の外出支援の取り組みを行えないでしょうか。介護保険事業特別会計を使えば市の負担は実質12.5%となり、財政に与える影響も少なく済むと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点について執行部の御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 石田議員のデイサービスの送迎インフラを活用した高齢者の新たな外出支援の仕組みづくりについての2点の御質問にお答えいたします。

高齢化が進展する中、高齢者の方々がみずから買い物などで外出するための移動手段の維持・確保は、日常生活を支える上で重要であると考えております。

まず、1点目のAIを利用した福祉ムーバーを導入し、デイサービスの送迎インフラを

活用した高齢者のための外出支援の構築についてです。

議員御紹介の外出支援サービスは、利用者があらかじめスマートフォンの専用アプリで病院やスーパーなどよく行く場所を5カ所まで登録しておき、出かけたいときにアプリで出発地と目的地を指定すれば、AIが送迎中のデイサービスの車両の中から最適な車両を判断し、その車両が出発地に迎えに来てくれ、デイサービスの利用者と相乗りにはなりますが、目的地に送ってくれるという仕組みでございます。

現在、防府市では要支援の認定を受けられた高齢者が、以前の自分らしい元の生活を取り戻すための短期集中予防サービスを試行実施しており、さらには介護予防や自立支援を継続して行うことを目的とする通いの場の整備を検討しているところでございます。これらの事業の利用者が議員御紹介の外出支援サービスを利用することで、介護予防や自立支援の効果が上がるのではないかと考えております。

しかしながら、議員御紹介の外出支援サービスを実施するためには市内に大規模なデイサービス事業所がないため、多くの介護保険事業者が協働する必要があるなどの課題もありますので、現在、サービスが実施できるかどうか検討しているところでございます。

次に2点目の、この仕組みの構築に当たり、介護保険事業特別会計の地域支援事業として高齢者の外出支援の取り組みが行えないかについてです。

議員御紹介の高齢者の外出支援サービスを通いの場の参加者が利用することで、外出支援と介護予防を一体的に提供することができますので、介護保険事業特別会計における地域支援事業で実施することができると考えております。

その場合、議員御紹介のとおり事業費に対する負担割合は介護保険料が50%、国が25%、県が12.5%、市が12.5%の負担割合となります。

さらに、平成30年度から制度化されました高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを支援するための保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金とよばれるものを活用して実施することについても検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように外出支援サービスの仕組みをつくることがまずは必要でございますので、仕組みの構築に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁いたしました。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） ありがとうございます。すごくいい御答弁でうれしく思っております。通いの場と、先ほど御答弁でもございました。実施をことしからされておりますけど、今までであればデイサービスに通い続けていた状態の方が確実に元の生活に戻られ

ていると、だんだんお元気になられているということで、そういうふうに伺っております。

こうした事業を進めていかれる上で今後課題となるのが、元の生活に戻られたときにその後の生活をどうやって支え、よくなった健康状態を維持していくかが大事なわけでございます。これが全国的な課題にもなっているわけでございます。

このたび提案した事業でございますけど、単に高齢者の移動支援をするだけではなく、高齢者の介護予防や自立支援という課題も同時に解決できると考えております。全国が苦戦している総合事業の答えとしてきっと全国に発信できるものになるんじゃないかと思っておりますので、大げさではなく日本を変える事業になってもおかしくないんじゃないかと思っております。全国から視察にどんどん訪れていただけるような事業になる可能性もあるんじゃないかと思っております。

ぜひ、来年度からの事業実施に向けて御答弁にもございましたが、全力で頑張っていたくことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、9番、石田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、23番、上田議員。

〔23番 上田 和夫君 登壇〕

○23番（上田 和夫君） 会派「自由民主党」の上田和夫でございます。通告に従いまして、3点質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初は、ストリートピアノについてです。

ストリートピアノとは、町なかや街角に設置された誰でも自由に弾けるピアノのことです。その基本的な考え方は2008年、イギリスでたまたまピアノの所有者が新しい家の階段でピアノを上げることができなかったため、一時的に外に放置せざるを得なかったという出来事が契機であったとのことです。

そこで、社会実験として無料でピアノを演奏するように通行人を招待する標示をつけたところ、この申し出が多くの人に歓迎され、ピアノが地域社会の一部になっていったことが始まりでございます。現在では、世界で700台以上設置され、ピアノの魅力に触れた人は約500万人にも達しております。

日本では、2011年に食と文化の情報発信交流拠点を目指す鹿児島県の商店街が気持ちの安らぐ音色がいつも響いている商店街としてお客様をもてなしたいとの考えで設置されました。

このように、ストリートピアノはいつでも誰でも気軽にピアノが弾けて、それを通りか

かった人が聞き、足をとめ、会話が生まれ、人と人とのつながりが生まれていくものでございます。

ストリートピアノには駅ピアノといって鉄道の駅に置かれたピアノで鉄道を利用される人々がいろいろな思いでピアノを弾いて音楽を楽しめます。また、空港ピアノといって空港の待ち合わせ場所に置かれ自由に弾くことができます。

日本各地に設置してあるストリートピアノで有名なものは東京都庁南展望室、ＪＲ浜松駅の新幹線構内、ＪＲ金沢駅、埼玉県ヤオコー川越美術館等がございます。本県においては、山口市の商店街のコミュニティホール前広場とＪＲ徳山駅の南北通路に設置がしてあります。

本市は、芸術・文化を通じて人間性豊かな心の触れ合いによる薫り高い文化に富んだまちづくりをされております。そして、本市の吹奏楽は小学校、中学校、高等学校、一般部門においても全国大会に出場するほど音楽が盛んで、全国でもトップレベルでございます。

そこで、お尋ねをいたします。本市において文化施設に誰でも弾けるピアノを設置できないか、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ２３番、上田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上田議員のストリートピアノについての御質問にお答えさせていただきます。

議員御紹介のとおり、ストリートピアノは、町なか、街角などに設置され、誰でも自由に弾くことができるピアノの通称であり、海外を発祥地といたしまして日本でも各所で議員からお示しのありましたとおり、駅ピアノや空港ピアノという形で広がりを見せております。主に、企業、ボランティア団体、自治体がにぎわいの創出、地域の活性化などといったさまざまな目的のもと設置をし、管理・運営をされております。

御承知のとおり、本市は小・中・高校生並びに社会人の音楽団体が全国大会に多数出場されております。中でも吹奏楽に関しましては毎年優秀な成績をおさめられ、先週、ことし全国大会に出場されました桑山中学校、華陽中学校、松崎小学校、華城小学校の４校の児童・生徒が市役所に報告に来られましたが、全国に誇れる吹奏楽のまち防府であると思っております。

私もストリートピアノが町なか、街角、駅など多くの方が行き交う場所に設置されれば、誰でも自由に弾くことができ、音楽を通じて人と人とのつながりが生み出され、吹奏楽のまち防府にふさわしい中心市街地の活性化にもつながると認識いたしております。

議員御提案の市文化施設に誰でも弾けるピアノを設置できないかとお尋ねでございます。

す。ストリートピアノが設置できる可能性のある防府市の文化施設といたしましては、防府駅でんじんぐちにあります防府市地域交流センターアスピラートがございます。駅に近い場所に誰もが気軽に触れることができるピアノが設置してあれば、日ごろピアノに触れる機会のない方でも演奏を楽しめるとともに、音楽を通じたコミュニケーションや交流の輪が広がることも期待できるものと思われまふ。

しかしながら、アスピラートの現状といたしましては、コンサート等のイベント開催時を除けば日常的に人が行き交う場所とまでは言えず、ストリートピアノ設置の趣旨、意義が十分に現状では発揮できないのではないかと思っております。

また、具体的なピアノの設置に向けましては、その入手手段や維持管理方法並びに設置する場所の運営など多くの検討課題もございまして。

今後、中心市街地の活性化を進めていく中で、アスピラートの活性化に向けたあり方やその他施設の活用方法など、検討を重ねていく必要がございまして。

議員より御提案いただきましたストリートピアノ設置につきましても、中心市街地の活性化、にぎわいのあるまちづくりに向けた手法の一つとして調査・研究をしっかりとしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○23番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございます。

現在では、調査・研究をしますということですので、なかなか本市では今のところ設置が難しいのではないかとこのうふうに思っております。

全国的には、最近テレビやラジオ等で放送、放映され、ストリートピアノの設置が増えておりまして、ピアノという一つのツールを使ってコミュニケーションが広がっております。

先ほどおっしゃいましたけど、その課題としてはピアノを管理したりメンテナンスが必要となりますので、誰がこれを行うかというのが課題だこのうふうに思っております。通常では設置場所の管理者やボランティアの協力により行われているようございまして。このような課題もありますが、誰とは知らない人が日常生活の中で何気なく置かれているピアノで演奏する風景は違和感もなく、自然に溶け込む感じで何ともいえない感動を与えてくれます。

先ほどおっしゃった吹奏楽のまち防府にふさわしい、このういったストリートピアノをぜひ将来的には本市にも設置していただきますよう要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次に、民生委員・児童委員の負担軽減についてです。

民生委員は厚生労働省によると社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談

に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関連行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々とあります。そして、児童委員を兼ねるとされております。任期は3年で、再任も可能です。給与の支給はなくボランティアとして活動しております。ただし、交通費、通信費等の活動費は支給をされます。年齢制限もありまして、任命されるとき80歳未満でなければなりません。

全国には平成30年3月31日現在、23万8,416人の民生委員・児童委員がいらっしやいます。

民生委員の主な活動は住民の生活状況を適切に把握し、生活に関する相談に応じ、助言等の援助をすることです。福祉サービスを利用するために必要な情報の提供、社会福祉事業者と密接に連携し、事業または活動を援助することです。児童委員の主な活動は、児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を把握し、サービスを利用するために情報の提供、援助、指導をすることです。このように民生委員・児童委員は多岐にわたる幅広い活動を行っていらっしやいます。

昨今、日本全体で高齢化とともに人口減少、地域との付き合いの希薄化と同時に核家族化も進んでおります。また、貧困状態にある人や病気がちの人、母子家庭等も増えている中、福祉におけるニーズが多様化し、なおかつ複雑化しております。そのような状況の中、民生委員・児童委員は委員自身の高齢化やボランティアとしては責任が重く、福祉における重大な役割を担っているなどの理由により、なり手不足になっております。

しかしながら、全国民生委員児童委員連合会が平成31年3月に全国47都道府県で10代から70代の男女5,000人ずつ1万人に民生委員・児童委員の担い手の発掘に生かすねらいでインターネットによるアンケート調査をされました。その中で、「将来的には民生委員・児童委員になってみたいですか」との質問に肯定的な答えは男女とも10代から20代が最も高く、同世代の社会貢献志向の高まりと推測でき、特に女性は年代が若い層ほど意欲的だったとのことです。このことから具体的な活動内容を周知することを加えることによって、なり手不足解消の重要な一手となるという結果が得られました。

しかし、活動の負担の増加や難しさなどにより簡単になり手不足の解消とはなりません。

そこで、3点お尋ねをいたします。1点目は、民生委員・児童委員の1人当たりの担当世帯数及び地域配分はどのようになっているのでしょうか。

2点目は、民生委員・児童委員のなり手不足の要因をどのように認識し、その確保に向けてどのような対応をされているのでしょうか。

3点目は、民生委員・児童委員の負担軽減をするための方策をどのように考えていらっしゃるのか。

以上、3点について御所見をお伺いします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 上田議員の民生委員・児童委員の負担軽減についての3点の御質問についてお答えします。

まず1点目の民生委員・児童委員の1人当たりの担当世帯数及び地域配分についてでございます。

本年の一斉改選後の民生委員・児童委員の人数は249人で、その内訳は地区担当の民生委員・児童委員が222人で、主任児童委員が27人でございます。本年1月末の本市の世帯数が5万5,846世帯でございますので、民生委員・児童委員の1人当たりの担当世帯数は約252世帯となります。

次に、地域配分についてお答えします。国の定数基準では、自治体の人口規模により民生委員・児童委員1人当たりの担当世帯数が定められております。人口10万人以上の本市の場合では、民生委員・児童委員1人当たりの担当世帯数は170世帯から360世帯と定められております。本市の民生委員・児童委員1人当たりの担当世帯数は約252世帯ですので、国の基準を満たしていることとなりますが、自治会等の地域単位で民生委員・児童委員を配分する場合は国の基準に加え、地域の実情を勘案し配分しております。

次に、2点目の民生委員・児童委員のなり手不足の要因の認識とその確保の対応についてです。

民生委員・児童委員は、児童委員も兼ねられておられ、介護や医療の悩み、生活困窮に加え子育てによる不安など相談内容も幅広くあり、家庭への訪問や研修会への参加など仕事の内容も多岐にわたっており、業務も増えてきていることから、なり手不足に拍車がかかっていると考えております。

本市では、民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、なり手不足の対策としての企業等への働きかけを市長会において要望したところでございます。

ことしの一斉改選では県においては民生委員・児童委員の選任年齢基準を75歳未満から80歳未満に引き上げられました。これによりなり手不足解消の一助とはなったものの抜本的な解決には至っていない状況でございます。

最後に、3点目の民生委員・児童委員の負担軽減をするための方策についてです。

民生委員・児童委員の負担が大きいことは市としても認識しております。個人情報保護法の施行以来、行政から民生委員・児童委員に対する情報提供が制限され、民生委員・児童委員の活動に影響を与えるようになりました。

本市では、民生委員・児童委員の負担軽減のため行政からの情報提供を促進し、民生委

員・児童委員活動を円滑に進めていくために地域支援者間の個人情報共有のためのガイドラインの構築などについて市長会において要望してきたところでございます。

ことしの一斉改選において、地域からの民生委員・児童委員・主任児童委員の増員要望を受け、県へ要望した結果、地区担当の民生委員・児童委員２名と主任児童委員１名を増員していただいております。

今後も各地域から定数の見直し要望があれば県へ要望していくとともに、民生委員・児童委員の負担を少しでも軽減できるよう市民に対して民生委員・児童委員の活動内容の周知を図るなど活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○２３番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。

私が調べたときには本市では２４６名だと思っていたんですが、今おっしゃったように２名と１名、３名増えたということで、この１２月１日に本市では２４９名の方が民生委員・児童委員になられたということです。

それで、今おっしゃったように１人当たり２５２世帯ということで、かなりたくさんの対象者を持たれて、かなり業務的にも仕事の内容も多岐にわたりまして業務量も増えているというふうに考えております。

今後はそういった地域の身近な相談相手として活動されている民生委員・児童委員さんの仕事の内容とか業務の量が軽減されるようお願いをしたいと思います。

また、地域によってはマンション等で訪問しづらい、先ほどおっしゃったように個人情報保護によって支援を必要とする人の情報の収集とかニーズの把握が困難になっていると。いわゆる過剰反応と呼ばれる現象で行政からの情報提供がされなくなったり、活動者間の情報共有が困難な状況があり、活動に影響を与えるというようなお声を聞いております。先ほどの答弁ではそれを少しでも解消していくというようなお答えでございました。

今後は、新たななり手の育成や負担軽減の仕組みが必要となってくると考えております。例えば、自治会での推薦の方法による問題点を点検し、そのあり方を見直し、適正な定数設定を行い、各委員の業務量及び活動する地域の状況変化に適切に対応することが大切ではないかというふうに考えております。

いずれにしても現在の民生委員・児童委員の活動の負担軽減をして活動しやすい環境づくりをしていただきますよう要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、小・中学校の不登校対策についてです。

文部科学省による不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背

景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義をされております。

令和元年10月17日付で公表されました平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてでは、全国で小・中学校の不登校児童・生徒は16万4,528人で、全児童・生徒の1.7%となっております。そのうち小学生は4万4,841人で全児童の0.7%で、中学校は11万9,687人で全生徒の3.6%でございます。この割合は、年々増加の傾向にあり、山口県では小学校413人、中学校1,092人で、合計1,505人の不登校の児童・生徒の方がいらっしゃいます。

不登校の要因は、例えば学校では友人や教職員との関係、学業の不振、クラブ活動・部活動への不適応等がありますが、家庭での生活環境の急激な変化が影響することもあるれば、本人の無気力や不安によるものもあります。いずれにしても情報化、少子化など社会が急激に進展する中で子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、要因も複雑になっております。

山口県においても不登校の児童・生徒が増えているという現状から、県の教育委員会は不登校は誰にでも起こり得るという認識のもと、日々の教育活動の魅力づくり、授業や特別活動等におけるコミュニケーション能力の育成、人間関係づくり、小・中・高の連携強化、スクールカウンセラー配置等に取り組んでおられます。

具体的には、不登校の未然防止のために中学1年生の不登校が急増する、いわゆる中1ギャップの解消に向け、中学校生活への期待や不安を調査する心理検査を作成し、教育相談の資料として活用できるようにしたり、教職員の意識を高め、教育相談に関する資質を伸ばすためのQアンドA集をまとめたりしておられます。

また、不登校への対応のために家庭訪問リーフレットやスクールソーシャルワーカーの活用のあり方をまとめられております。

本市においても県の不登校への対応を受け、本市独自の小・中学校の不登校対策を実施しておられることと思います。

本市では、2019年度の防府市の学校教育という冊子の中に、学校教育課の主要事業として生徒指導・相談体制の充実があり、その取り組みにきめ細やかな不登校対策の推進を挙げられておられます。そして、目指す水準に各学校の不登校児童生徒の減少とあり、2017年度の実績が掲載をされております。それによりますと1,000人当たりは山口県平均より本市は上回っておりました。また、令和元年度の防府の教育概要の冊子の中にもきめ細やかな不登校対策の推進という事業を挙げられ、教育支援センターオアシス教室専任指導員及び在宅生徒学習指導員並びに生活・安心相談員が各学校の不登校対策の支

援を行うとあり、本市においても不登校対策に力を注いでいくということがわかります。

そこで2点お尋ねをいたします。

1点目は、小・中学校の不登校児童・生徒の数と、5年間の推移についてお伺いいたします。

2点目は不登校児童・生徒に対する支援について、本市の取り組みについてお伺いいたします。

以上、2点、御所見をお伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 上田議員の小・中学校の不登校対策についての2点の質問についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、調査開始以来、不登校児童・生徒の数は全国的に増加しており、本市においても近年同様の結果が見られますことから、不登校対策を生徒指導上の重要な課題の一つと位置づけ、取り組みを推進しているところでございます。

そこで、1点目の本市の不登校児童・生徒数の5年間の推移についてお答えします。

平成26年度、小学校20人、中学校75人、計95人、平成27年度、小学校32人、中学校84人、計116人、平成28年度、小学校27人、中学校115人、計142人、平成29年度、小学校32人、中学校95人、計127人、平成30年度、小学校46人、中学校104人、計150人となっており、これらの人数を児童・生徒数当たりの割合で見ましても、全国、山口県と同様の増加傾向にあります。

次に、2点目の不登校児童・生徒への支援についてお答えいたします。

各小・中学校においては、児童・生徒に不登校の兆候が見られた場合、家庭訪問をしまして保護者との連携を速やかに行うなど初期対応に力を注いでおります。また、児童・生徒の実態に応じて保健室や相談室等を利用した短時間の部分登校を暫定的に認めることもあり、これをきっかけに状況が好転した事例もございます。さらに、対応が困難な場合や不登校状態が長期化する場合は、関係する教員と外部関係機関が集まって対策を協議する会議を開催し、教育委員会や関係機関と情報共有を図りながら組織的に対応していくように努めております。

このような学校の取り組みを支援するため、教育委員会では毎月各校から提出される長期欠席児童・生徒数の報告書をもとに市内小・中学生の欠席状況を把握し、適宜各校の対応や関係機関との連携等について指導・助言をしております。

また、子どもたちの心に寄り添うための支援として、各中学校区に1名ずつスクールカ

ウンセラーを配置し、児童・生徒が日ごろから悩みを打ち明けられる機会を設けたり、心理的に大きな変化があった際に積極的に相談できる体制を整えたりしております。

ほかにも保護者の気持ちに寄り添うための体制として、電話相談や訪問相談を行う生活・安心相談員の常駐、保護者の支援や関係機関への接続が必要な場合にはスクールソーシャルワーカーの派遣を行っております。

不登校状態が継続している児童・生徒への支援といたしまして、生活リズムや社会性を身につけることを目的として通室できる教育支援センターオアシス教室の開設や、外出や集団の中での活動が難しい児童・生徒につきましては在宅生徒学習支援事業による自宅等での学習支援を行っております。

教育委員会といたしましては、今後もこれらの取り組みを継続・充実させ、児童・生徒一人ひとりに寄り添った支援をしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○２３番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。

今の数をお聞きして年々、減った年もありますが、３０年度は小・中で１５０人というかなり多くの児童・生徒の方が不登校ということであります。

それで、今、本市の不登校対策をいろいろお聞きいたしましたが、現在までの成果についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました不登校対策の取り組みの成果の一つといたしまして、平成３０年度に登校日数の増加や家庭における生活リズムの改善等、状況の好転が見られた児童・生徒は小学校が２７人、中学校６４人となっております。

また、在籍校の教員による進路指導やオアシス教室等による社会的自立に向けての支援の結果、高校進学を果たし、これを機に登校できるようになった生徒もおります。

教育委員会といたしましては、今後も不登校児童・生徒の実態に応じて一人ひとりに丁寧な寄り添う取り組みを継続してまいります。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○２３番（上田 和夫君） ありがとうございました。

不登校対策は、まず小学校においての予防的な観点で指導をして、今おっしゃったような早期発見・早期対応は重要というふうに考えています。

中1ギャップに代表される中学校生活へのなじみにくさに対し、より一層細かく手厚い指導や、学習面・生活面のきめ細かい指導も大切というふうに考えております。

小学校で不登校児童や不登校傾向にあった児童の情報を中学校に引き継ぐとともに、小・中学校の定期的な連絡会を開催して連携を密にすることも大事だというふうに思っております。

また、対人関係に関して集団づくりを通して児童・生徒の人間関係力やコミュニケーション力を高め、集団に適応する力や問題を抱えても自分で処理する力を育成することが重要だというふうに考えております。

不登校の要因や背景が複雑・多様化している現状では、不登校解決へは多面的かつ多角的に児童・生徒を理解し、不登校児童・生徒を担当1人に任せることなく管理職や担任、養護教諭、生活指導担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援チームをつくり、組織的に対応する体制をつくって1人でも多くの不登校児童・生徒が学校、学級に復帰できるようにあらゆる機関と連携や協力を図っていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、23番、上田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。どうも皆さん、お疲れさまでした。

午後2時55分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月2日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 田 中 敏 靖

防府市議会議員 和 田 敏 明